

平成28年11月24日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会

議案

番号	件名	主管課
1	平成28年度山口県一般会計補正予算(第3号)についての意見の申出について(報告承認)	教育政策課
2	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について(報告承認)	教育政策課
3	一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について(報告承認)	教職員課
4	知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について(報告承認)	教育政策課
5	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について(報告承認)	教育政策課
6	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について(報告承認)	教育政策課 教職員課
7	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について(報告承認)	教育政策課

議案第1号

平成28年度山口県一般会計補正予算（第3号）についての
意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認
を求めます。

平成28年（2016年）11月24日

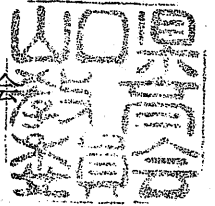
山口県教育委員会

教育長 浅原 司

平成 2 8 年(2016年) 1 1 月 2 1 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 8 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日付け平 2 8 財政第 9 4 号で意見を求められた下記の議案について
は、異存ありません。

記

- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び
期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例



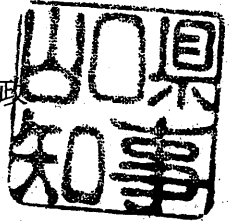
平 2 8 財 政 第 9 4 号

平成 2 8 年 (2016 年) 1 1 月 1 8 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 8 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に
関する意見について

平成 2 8 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び
期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

平成28年度山口県一般会計予算（11月補正予算）

■歳出予算

(単位 千円)

款・項・目・事項名	当初予算額	11月補正額	11月補正額の財源内訳				補正後額
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
款) 教育費	135,186,975	1,041,486	190,473	174,000	8,396	668,617	136,228,461
項) 教育総務費	20,895,259	22,009			7,251	14,758	20,917,268
目) 教育総務費	5,498,321	22,009			7,251	14,758	5,520,330
事項) 職員給与費	2,617,638	22,009			7,251	14,758	2,639,647
項) 小学校費	42,828,349	323,013	69,237			253,776	43,151,362
目) 教職員費	42,828,349	323,013	69,237			253,776	43,151,362
事項) 教職員給与費	42,448,355	323,013	69,237			253,776	42,771,368
項) 中学校費	27,322,943	197,077	43,975			153,102	27,520,020
目) 教職員費	27,322,943	197,077	43,975			153,102	27,520,020
事項) 教職員給与費	26,884,264	197,077	43,975			153,102	27,081,341
項) 高等学校費	27,434,229	166,511				166,511	27,600,740
目) 高等学校総務費	22,889,057	166,511				166,511	23,055,568
事項) 教職員給与費	22,005,124	166,511				166,511	22,171,635
項) 特別支援学校費	14,345,828	324,268	77,261	174,000		73,007	14,670,096
目) 特別支援学校費	14,345,828	324,268	77,261	174,000		73,007	14,670,096
事項) 施設整備費	1,801,218	242,476	68,476	174,000			2,043,694
事項) 教職員給与費	10,712,676	81,792	8,785			73,007	10,794,468
項) 社会教育費	1,598,379	7,025			1,061	5,964	1,605,404
目) 社会教育総務費	951,336	7,025			1,061	5,964	958,361
事項) 職員給与費	802,103	7,025			1,061	5,964	809,128

款・項・目・事項名	当初予算額	11月補正額	11月補正額の財源内訳				補正後額
			国支出金	地方債	その他	一般財源	
項) 保健体育費	761,988	1,583			84	1,499	763,571
目) 保健体育給務費	524,912	1,583			84	1,499	526,495
事項) 職員給与費	203,181	1,583			84	1,499	204,764
教育委員会合計	135,246,975	1,041,486	190,473	174,000	8,396	668,617	136,288,461

■繰越

(単位 千円)

款・項・事項名	今年度 予算額	繰越額	繰越額の財源内訳			
			国支出金	地方債	その他	一般財源
款) 教育費 項) 特別支援学校費 事項) 施設整備費	2,043,694	242,476	68,476	174,000		

平成28年度11月補正予算（案）及び繰越予算額の概要

1 補正理由

総合支援学校における児童生徒の就学環境の安全確保を進めるために必要な施設整備について、国の経済対策を活用し、前倒して実施する。

2 国の経済対策の内容

	〔財政措置〕
○ 一億総活躍社会の実現の加速	3.4兆円
・子育て・介護の環境整備	
【うち教育委員会関連事業】学校施設等の環境整備（耐震化・老朽化）	1.407億円
・若者への支援充実、女性活躍の推進 など	
○ 21世紀型のインフラ整備	6.2兆円
○ 熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化	2.7兆円
○ その他（中小企業の支援等）	1.3兆円
総額 13.5兆円	

→ 学校施設等の環境整備（耐震化・老朽化）

【事業内容】

平成29年度整備予定箇所のうち、学校安全対策に係る国庫補助対象の施設整備であって、平成29年度末までに事業が完了するものについて前倒し実施。

【対象事業】

- ・非構造部材の耐震化
- ・総合支援学校（高）の増築工事
- ※県立高校は対象外

3 事業内容、補正額及び繰り越し予定額

（単位：千円）

学校名	事業内容	補正額	財源		繰越 予定額
			国庫	県債	
下関南総合支援学校	特別教室棟 外壁改修工事	48,409	16,409	32,000	48,409
山口総合支援学校	普通教室棟 増築工事	194,067	52,067	142,000	194,067
合 計		242,476	68,476	174,000	242,476

議案第2号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の
制定についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認
を求めます。

平成28年（2016年）11月24日

山口県教育委員会

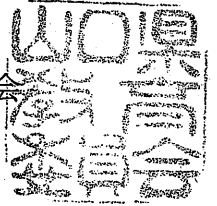
教育長 浅原 司

平 2 8 教 政 第 8 2 1 号

平成 2 8 年(2016年) 1 1 月 2 1 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 8 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日付け平 2 8 財 政 第 9 4 号で意見を求められた下記の議案について
は、異存ありません。

記

- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び
期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例



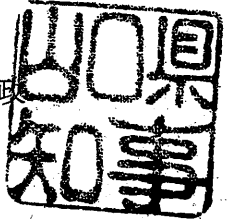
平 2 8 財 政 第 9 4 号

平成 2 8 年 (2016 年) 1 1 月 1 8 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 8 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に
関する意見について

平成 2 8 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び
期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条、第三条、次項及び附則第三項の規定は、規則で定める日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第三条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。
(給与の内払)

3 職員が、第一条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例又は第三条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて、平成二十八年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	379,900
2	428,900
3	481,000
4	543,300
5	619,900
6	724,100
7	846,600

第八条第二項及び第三項中「千分の千五百七十五」を「千分の千六百二十五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第二条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	402,300
2	463,600
3	525,900
4	607,600
5	706,700
6	806,800

第五条第二項の表を次のように改める。

号 給	給料月額
	円
1	334,900
2	371,700
3	400,300

第六条第二項中「千分の千五百七十五」を「千分の千六百二十五」に改める。

145	308,900	340,800					
146	309,100	341,200					
147	309,400	341,600					
148	309,800	342,000					
149	310,000	342,300					
150	310,200	342,700					
151	310,500	343,100					
152	310,800	343,500					
153	311,200	343,800					
154	311,500						
155	311,700						
156	312,000						
157	312,400						
158	312,700						
159	313,000						
160	313,300						
161	313,700						
162	313,900						
163	314,200						
164	314,500						
165	314,900						
166	315,200						
167	315,500						
168	315,800						
169	316,200						
再任用職員	239,100	260,000	267,400	277,700	294,400	332,300	377,600

備考 この表は、児童福祉施設等に勤務する看護師その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

95	287,800	321,500	355,600	373,800
96	288,800	322,100	356,200	374,100
97	289,500	322,800	356,700	374,600
98	290,300	323,100	357,100	375,100
99	291,100	323,800	357,600	375,500
100	292,000	324,400	358,000	376,000
101	292,800	324,900	358,500	376,600
102	293,700	325,500	358,900	377,100
103	294,300	326,100	359,400	377,600
104	295,100	326,700	359,700	378,100
105	295,800	327,100	360,100	378,700
106	296,300	327,600	360,600	379,200
107	296,800	328,100	361,100	379,600
108	297,300	328,600	361,400	380,100
109	297,600	329,100	361,900	380,700
110	298,000	329,400	362,400	381,200
111	298,200	329,700	362,900	381,700
112	298,600	330,100	363,400	382,300
113	298,800	330,500	364,000	382,900
114	299,000	330,900	364,400	
115	299,400	331,300	364,900	
116	299,700	331,600	365,300	
117	300,000	331,800	365,700	
118	300,400	332,100	366,200	
119	300,700	332,500	366,700	
120	301,100	332,700	367,200	
121	301,400	333,000	367,600	
122	301,800	333,300	368,100	
123	302,200	333,600	368,600	
124	302,600	333,900	369,100	
125	302,800	334,100	369,400	
126	303,000	334,300		
127	303,300	334,700		
128	303,700	334,900		
129	303,900	335,000		
130	304,200	335,400		
131	304,600	335,800		
132	305,000	336,000		
133	305,200	336,300		
134	305,500	336,700		
135	305,900	337,100		
136	306,200	337,500		
137	306,400	337,800		
138	306,800	338,200		
139	307,200	338,700		
140	307,500	339,100		
141	307,700	339,300		
142	308,100	339,700		
143	308,500	340,100		
144	308,800	340,500		

	45	233,900	257,500	298,200	325,200	363,300	419,500	460,400
	46	235,300	258,400	299,600	326,600	364,400	420,600	461,200
	47	236,600	259,300	301,100	328,100	365,800	421,700	462,000
	48	238,000	260,400	302,700	329,500	367,100	423,000	462,600
	49	239,100	261,500	304,100	330,900	368,600	424,400	463,400
	50	240,200	262,800	305,400	332,300	369,900	425,400	464,100
	51	241,400	263,900	306,700	333,600	371,300	426,700	464,800
	52	242,500	265,200	308,100	334,900	372,700	427,800	465,600
	53	243,700	266,300	309,500	336,200	374,200	428,900	466,400
	54	244,700	267,800	310,900	337,600	375,300	429,900	467,200
	55	245,900	269,400	312,300	339,000	376,500	431,200	467,700
	56	246,700	270,700	313,800	340,300	377,700	432,200	468,400
	57	247,800	272,300	314,800	341,300	378,900	433,400	469,300
	58	248,800	273,900	316,100	342,700	379,900	433,800	
	59	249,500	275,400	317,400	343,900	380,900	434,600	
	60	250,500	276,900	318,800	345,100	381,900	435,000	
	61	251,500	278,500	319,900	346,300	382,500	435,400	
	62	252,400	279,900	321,200	347,300	383,400	436,200	
	63	253,200	281,400	322,500	348,600	384,200	436,600	
	64	254,200	282,900	323,800	349,800	384,900	437,100	
	65	255,200	284,400	325,000	351,000	385,700	437,400	
	66	256,200	285,900	326,300	352,200	386,500	437,800	
	67	257,400	287,400	327,700	353,400	387,300	438,100	
	68	258,200	288,900	329,000	354,500	388,000	438,400	
	69	259,000	290,000	329,800	355,500	388,700	438,700	
	70	260,200	291,500	330,900	356,600	389,300		
	71	261,400	293,000	332,000	357,700	389,900		
	72	262,800	294,600	332,900	358,800	390,500		
	73	264,200	295,900	334,200	359,500	391,200		
	74	265,400	297,300	334,900	360,700	391,700		
	75	266,600	298,600	336,100	361,800	392,300		
	76	267,800	299,900	337,300	362,900	392,800		
	77	268,900	301,400	338,400	363,700	393,300		
	78	270,000	302,800	339,500	364,400	393,900		
	79	271,300	304,100	340,800	365,200	394,500		
	80	272,500	305,300	342,000	366,000	394,800		
	81	273,600	306,100	343,100	366,700	394,900		
	82	274,600	307,300	344,200	367,200	395,500		
	83	275,700	308,500	345,200	367,800	396,000		
	84	276,900	309,700	346,300	368,300	396,300		
	85	277,700	310,700	347,300	368,900	396,600		
	86	278,800	311,900	348,300	369,400	397,000		
	87	279,800	313,100	349,300	369,900	397,600		
	88	280,900	314,200	350,200	370,400	398,000		
	89	282,000	315,500	351,300	370,800	398,100		
	90	283,000	316,700	352,100	371,300	398,700		
	91	283,900	317,900	352,900	371,900	399,300		
	92	284,800	319,000	353,700	372,400	399,500		
	93	285,800	320,000	354,300	372,800	400,000		
	94	286,800	320,800	354,900	373,300			

再任職員以外の職員

ハ 医療職給料表 (三)

職員の区分	職務の等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	163,500	191,700	241,000	264,600	290,200	336,000	381,400
	2	165,000	193,900	242,800	265,600	292,200	338,200	384,000
	3	166,500	196,000	244,600	266,600	294,100	340,300	386,800
	4	167,900	198,100	246,400	267,500	296,000	342,600	389,400
	5	169,400	200,300	247,800	268,400	297,800	344,700	391,700
	6	171,000	202,700	249,300	269,400	299,700	346,700	394,100
	7	172,500	205,000	250,600	270,300	301,400	348,900	396,500
	8	174,000	207,200	252,000	271,300	303,300	351,100	398,800
	9	175,500	209,600	253,200	272,400	305,200	352,700	400,900
	10	177,200	211,100	254,200	273,200	307,100	354,600	403,000
	11	178,800	212,600	255,300	274,300	309,000	356,600	405,200
	12	180,400	214,000	256,300	275,500	310,800	358,600	407,600
	13	182,000	215,300	257,500	276,800	312,600	360,600	409,500
	14	184,000	216,800	258,500	278,300	314,400	362,900	411,600
	15	186,000	218,300	259,500	279,500	316,100	364,900	413,800
	16	188,000	219,700	260,400	281,000	317,900	367,100	416,000
	17	190,300	221,100	261,200	282,200	319,600	369,100	417,900
	18	192,500	222,600	262,100	283,800	321,300	371,100	420,300
	19	194,700	224,100	263,200	285,100	323,100	373,200	422,500
	20	196,800	225,500	264,200	286,500	324,700	375,200	424,600
	21	199,000	226,900	265,000	288,100	326,300	377,100	426,600
	22	201,200	228,600	266,000	289,700	328,000	379,200	428,600
	23	203,400	230,400	266,900	291,100	329,600	381,300	430,400
	24	205,600	232,100	267,900	292,600	331,200	383,400	432,300
	25	207,700	233,600	269,000	293,900	332,800	385,400	434,100
	26	209,000	235,300	270,400	295,800	334,200	387,100	435,600
	27	210,400	237,000	271,600	297,600	335,700	389,100	437,300
	28	211,800	238,700	272,900	299,400	337,300	390,900	438,900
	29	212,800	240,300	274,200	300,900	338,600	392,900	440,200
	30	214,100	241,700	275,700	302,600	340,000	394,700	441,600
	31	215,400	243,000	277,400	304,300	341,600	396,500	443,200
	32	216,600	244,200	278,900	305,900	343,100	398,400	444,800
	33	217,900	245,600	280,400	307,300	344,700	400,100	446,400
	34	219,200	246,800	281,800	308,900	346,300	401,900	448,000
	35	220,500	247,800	283,400	310,400	347,900	403,700	449,600
	36	221,800	249,100	284,700	312,000	349,500	405,400	451,100
	37	223,200	250,200	286,300	313,600	351,100	407,100	452,100
	38	224,600	251,300	287,800	315,100	352,700	408,900	453,500
	39	225,900	252,200	289,200	316,600	354,300	410,600	454,900
	40	227,300	253,200	290,600	318,200	355,800	412,400	456,300
	41	228,400	253,900	292,200	319,700	357,100	414,000	457,400
	42	229,900	254,800	293,700	321,100	358,700	415,600	458,100
	43	231,300	255,700	295,300	322,600	360,100	417,100	458,900
	44	232,700	256,600	296,900	324,100	361,700	418,400	459,400

89		295,600	332,400	353,800			
90		295,900	332,800	354,100			
91		296,100	333,200	354,400			
92		296,300	333,600	354,700			
93		296,700	334,100	355,100			
94		296,900	334,200	355,400			
95		297,100	334,600	355,800			
96		297,400	334,900	356,100			
97		297,800	335,100	356,400			
98		298,100	335,400	356,800			
99		298,400	335,700	357,200			
100		298,700	336,000	357,600			
101		298,900	336,200	358,000			
102		299,100	336,500	358,600			
103		299,400	336,900	359,000			
104		299,700	337,100	359,400			
105		300,000	337,200	359,800			
106			337,500				
107			337,900				
108			338,100				
109			338,300				
110			338,700				
111			339,100				
112			339,400				
113			339,600				
再任用職員	191,900	219,000	247,800	261,500	287,100	328,900	371,700

備考 この表は、児童福祉施設等に勤務する栄養士その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

42	213,800	249,600	285,300	317,100	364,200	405,000	448,300
43	215,000	250,900	287,000	318,800	365,300	405,800	448,700
44	216,200	252,000	288,700	320,400	366,600	406,600	449,100
45	217,500	252,900	290,200	321,700	367,800	407,000	449,500
46	218,600	254,500	291,900	323,200	368,600	407,700	449,900
47	219,700	255,900	293,600	324,600	369,700	408,200	450,300
48	220,800	257,400	295,400	326,200	370,800	408,600	450,500
49	221,900	259,100	296,900	327,800	372,000	409,000	450,900
50	222,900	260,500	298,500	329,100	373,000	409,300	451,400
51	223,800	261,800	299,900	330,300	374,000	409,600	451,700
52	224,800	263,200	301,500	331,700	374,900	410,000	452,000
53	225,500	264,400	303,000	332,700	375,700	410,300	452,200
54	226,400	265,800	304,400	333,700	376,600	410,500	
55	227,200	267,200	305,900	334,700	377,500	410,900	
56	228,200	268,500	307,400	335,800	378,400	411,200	
57	229,000	269,500	308,700	336,400	379,100	411,300	
58	229,900	270,800	309,900	337,400	379,800	411,500	
59	230,600	272,100	311,200	338,200	380,600	412,000	
60	231,500	273,400	312,600	339,100	381,400	412,400	
61	232,400	274,200	314,000	339,800	381,900	412,700	
62	233,300	275,500	315,200	340,100	382,600	413,000	
63	234,200	276,900	316,400	340,800	383,300	413,300	
64	235,300	278,200	317,700	341,500	384,000	413,600	
65	235,800	279,300	319,000	342,200	384,500	413,800	
66	236,700	280,400	319,800	342,900	385,000		
67	237,500	281,400	320,600	343,600	385,700		
68	238,300	282,600	321,500	344,300	386,300		
69	239,000	283,700	322,200	344,900	386,800		
70	239,700	284,700	322,900	345,500	387,400		
71	240,300	285,800	323,600	346,100	387,900		
72	240,900	286,900	324,100	346,700	388,400		
73	241,700	287,700	324,900	347,000	389,000		
74	242,500	288,400	325,100	347,700	389,500		
75	243,300	289,000	325,700	348,200	390,000		
76	244,000	289,800	326,300	348,800	390,600		
77	244,600	290,600	327,000	349,300	391,000		
78	245,300	291,200	327,500	349,700	391,500		
79	245,900	291,700	328,000	350,200	392,100		
80	246,500	292,300	328,500	350,700	392,600		
81	246,800	293,000	329,000	351,000	392,800		
82	247,200	293,600	329,500	351,300	393,400		
83	247,600	294,000	330,000	351,700	393,800		
84	248,000	294,400	330,500	352,000	394,100		
85	248,400	294,600	331,000	352,500	394,400		
86		294,800	331,400	352,800			
87		295,000	331,600	353,100			
88		295,200	332,000	353,400			

再任
用職
員以
外の
職員

ロ 医療職給料表 (二)

職員の区分	職務の等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	149,700	188,300	224,400	251,300	284,200	332,500	378,200
	2	151,100	190,000	226,000	252,700	286,300	334,600	380,900
	3	152,500	191,600	227,600	253,900	288,500	336,700	383,600
	4	153,900	193,300	229,300	255,100	290,500	338,900	386,400
	5	155,200	194,800	230,700	256,400	292,700	341,000	388,900
	6	157,000	196,400	232,300	257,700	294,900	343,300	391,600
	7	158,700	198,000	233,900	258,900	297,200	345,400	394,200
	8	160,400	199,600	235,500	260,000	299,300	347,600	397,000
	9	162,200	201,200	237,100	261,400	301,300	349,600	399,100
	10	164,000	202,900	238,600	262,300	303,600	351,700	401,400
	11	165,700	204,600	240,000	263,600	305,600	353,900	403,700
	12	167,500	206,300	241,400	264,800	307,800	356,000	405,900
	13	169,100	207,900	243,100	266,100	310,000	357,700	408,100
	14	171,000	209,600	244,400	267,600	312,000	359,600	410,100
	15	173,000	211,300	245,800	269,100	314,200	361,700	412,200
	16	175,000	212,900	247,000	270,800	316,200	363,700	414,300
	17	176,900	214,400	248,200	272,100	318,200	365,500	416,200
	18	178,800	216,100	249,500	274,000	320,300	367,700	418,300
	19	180,700	217,800	250,700	275,800	322,500	369,600	420,200
	20	182,600	219,500	251,900	277,700	324,500	371,700	422,300
	21	184,600	220,800	253,200	279,500	326,600	373,600	424,100
	22	186,100	222,200	254,300	281,300	328,700	375,600	425,700
	23	187,600	223,600	255,400	283,300	330,600	377,700	427,300
	24	189,100	225,100	256,500	285,000	332,700	379,700	428,800
	25	190,600	226,600	257,600	286,900	334,500	381,300	430,400
	26	192,200	228,100	259,200	288,800	336,500	383,100	431,700
	27	193,700	229,600	260,600	290,500	338,500	384,800	433,000
	28	195,100	230,900	262,300	292,400	340,400	386,700	434,300
	29	196,700	232,500	263,700	294,500	342,100	388,500	435,600
	30	198,100	233,900	265,400	296,300	343,900	390,000	436,800
	31	199,400	235,400	267,100	298,200	345,600	391,800	438,000
	32	200,700	236,700	268,800	300,000	347,400	393,500	439,200
	33	202,000	238,100	270,200	301,700	349,300	394,900	440,300
	34	203,400	239,500	272,000	303,600	351,100	396,200	441,500
	35	204,800	240,500	273,700	305,300	353,000	397,500	442,800
	36	206,200	241,700	275,300	307,100	354,800	398,800	444,000
	37	207,400	243,200	277,000	308,800	356,500	399,900	445,300
	38	208,700	244,500	278,700	310,400	358,200	401,100	446,100
	39	210,100	245,700	280,300	312,000	359,800	402,200	446,700
	40	211,400	247,100	281,900	313,800	361,600	403,400	447,400
	41	212,600	248,400	283,700	315,400	362,900	404,300	447,700

53	391,800	466,200	518,700	571,900
54	392,700	467,500	520,000	572,800
55	393,600	468,700	521,300	573,700
56	394,600	469,900	522,700	574,600
57	395,500	471,200	523,800	575,500
58	396,400	472,200	524,600	576,400
59	397,200	473,200	525,400	577,300
60	398,100	474,300	526,200	578,000
61	398,800	475,100	527,100	578,900
62	399,300	475,800	527,900	579,800
63	399,800	476,500	528,800	580,700
64	400,200	477,200	529,600	581,600
65	400,500	477,900	530,600	582,500
66		478,600	531,500	
67		479,300	532,200	
68		480,000	533,100	
69		480,400	534,000	
70		481,100	534,900	
71		481,800	535,800	
72		482,500	536,700	
73		482,900	537,400	
74		483,600	538,300	
75		484,300	539,200	
76		485,000	540,100	
77		485,400	540,900	
78		486,100	541,900	
79		486,700	542,800	
80		487,300	543,700	
81		487,800	544,500	
82		488,300	545,400	
83		488,800	546,300	
84		489,300	547,200	
85		489,800	548,000	
86		490,400	548,900	
87		490,800	549,800	
88		491,300	550,700	
89		491,800	551,500	
90		492,400		
91		493,000		
92		493,400		
93		493,900		
94		494,500		
95		495,100		
96		495,700		
97		496,200		
再任用職員	301,600	344,900	400,500	475,000

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表(第四条関係)

イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務の 等級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円
	1	250,300	337,500	404,100	480,900
	2	252,900	340,700	407,100	483,200
	3	255,400	343,800	410,000	485,500
	4	257,900	346,700	412,900	487,900
	5	260,300	349,600	415,700	490,200
	6	264,100	352,900	418,500	492,500
	7	268,000	356,000	421,300	494,600
	8	272,000	359,400	424,000	496,800
	9	275,600	362,300	426,500	499,000
	10	279,600	365,300	429,100	501,100
	11	283,600	368,400	431,900	503,200
	12	287,700	371,600	434,600	505,400
	13	291,700	374,700	437,000	507,400
	14	295,700	378,500	439,500	509,600
	15	299,700	381,900	442,000	511,800
	16	303,800	385,600	444,500	513,900
	17	307,700	389,100	446,800	516,000
	18	311,300	392,000	449,200	518,000
	19	314,900	394,700	451,700	520,000
	20	318,500	397,500	454,100	522,000
	21	322,300	400,400	456,100	523,800
	22	326,200	403,000	458,500	525,700
	23	329,800	405,600	460,900	527,600
	24	333,300	408,100	463,300	529,500
	25	336,900	410,500	465,400	531,300
	26	339,800	412,900	467,800	533,100
	27	342,500	415,300	470,100	534,900
	28	345,300	417,600	472,500	536,700
	29	348,200	419,800	474,800	538,500
	30	350,300	421,900	477,100	540,300
	31	352,700	424,000	479,300	542,200
	32	355,000	426,100	481,600	544,100
	33	357,200	428,300	483,700	545,800
	34	359,800	430,200	485,800	547,600
	35	362,100	432,300	488,000	549,300
	36	364,600	434,300	490,000	551,100
	37	366,900	436,300	492,200	552,800
	38	369,300	438,300	494,000	554,400
	39	371,800	440,400	495,800	555,900
	40	374,000	442,400	497,600	557,500
	41	376,300	444,400	499,300	558,900
	42	377,800	446,200	501,100	560,400
	43	379,300	448,000	502,900	561,800
	44	380,700	449,900	504,800	563,200
	45	382,200	451,900	506,400	564,400
	46	383,600	453,700	508,200	565,400
	47	385,100	455,400	510,100	566,400
	48	386,600	457,200	512,000	567,400
再任 用職 員以 外の 職員	49	387,800	459,000	513,600	568,400
	50	388,800	460,800	514,900	569,300
	51	389,800	462,600	516,200	570,200
	52	390,800	464,300	517,500	571,100

95	291,700	339,200			
96	292,700	339,700			
97	293,200	340,400			
98	294,200	340,900			
99	295,100	341,400			
100	296,000	341,900			
101	296,900	342,400			
102	297,600	342,900			
103	298,200	343,400			
104	298,800	343,900			
105	299,500	344,300			
106	300,000	344,700			
107	300,500	345,200			
108	301,000	345,700			
109	301,300	346,300			
110	301,700	346,700			
111	302,100	347,200			
112	302,400	347,600			
113	302,700	348,100			
114	303,000	348,500			
115	303,300	349,000			
116	303,600	349,300			
117	303,800	349,800			
118	304,200	350,200			
119	304,600	350,700			
120	305,000	351,100			
121	305,300	351,500			
再任用職員	221,200	263,300	288,700	332,000	391,700

備考 この表は、試験場等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに適用する。

再任
用職
員以
外の
職員

45	225,400	291,700	370,300	417,200	508,200
46	227,300	293,000	371,600	418,500	509,700
47	229,200	294,200	372,800	420,100	511,300
48	231,000	295,500	374,100	421,700	512,900
49	232,800	296,900	375,100	423,100	514,600
50	234,600	298,100	376,400	424,500	516,000
51	236,400	299,400	377,700	426,000	517,500
52	238,100	300,500	378,900	427,400	519,000
53	239,700	301,600	379,600	428,900	520,200
54	241,500	303,000	380,600	430,300	521,400
55	243,200	304,200	381,600	431,700	522,600
56	244,800	305,300	382,700	433,100	523,800
57	246,400	306,400	383,600	434,300	524,800
58	247,700	307,500	384,400	435,500	525,800
59	248,700	308,700	385,000	436,900	526,800
60	249,800	309,800	385,700	438,200	527,800
61	251,000	310,800	386,300	439,000	529,000
62	252,100	311,900	387,100	439,900	529,900
63	252,900	313,100	388,000	440,800	530,400
64	254,100	314,200	388,900	441,700	531,200
65	255,400	315,300	389,600	442,600	532,100
66	256,500	316,400	390,300	443,500	533,000
67	257,800	317,400	391,100	444,200	533,800
68	258,600	318,500	391,900	445,000	534,600
69	259,500	319,500	392,500	445,400	535,100
70	261,100	320,600	393,200	446,100	536,100
71	262,600	321,800	393,900	446,600	537,000
72	264,200	322,800	394,600	447,000	537,800
73	265,400	323,600	395,200	447,600	538,300
74	266,700	324,600	395,900		
75	268,100	325,700	396,600		
76	269,200	326,800	397,300		
77	270,300	327,900	398,000		
78	271,600	328,900	398,600		
79	272,900	329,800	399,200		
80	274,100	330,900	399,700		
81	275,400	332,000	400,400		
82	276,800	332,800	401,100		
83	278,100	333,400	401,700		
84	279,300	334,200	402,300		
85	280,400	334,800	402,800		
86	281,700	335,300	403,400		
87	283,000	335,800	403,900		
88	284,200	336,300	404,600		
89	285,300	336,600	405,000		
90	286,400	337,100			
91	287,500	337,600			
92	288,700	338,100			
93	289,700	338,400			
94	290,700	338,800			

別表第四 研究職給料表(第四条関係)

職員 の区 分	職 務 の 等 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	144,900	195,600	283,900	336,600	396,000
	2	146,000	198,000	286,400	338,800	399,000
	3	147,200	200,500	288,900	340,900	401,800
	4	148,300	202,900	291,300	343,100	404,700
	5	149,500	205,500	293,700	345,100	406,900
	6	150,800	207,900	296,000	347,100	409,700
	7	152,100	210,300	298,000	349,200	412,400
	8	153,400	212,700	300,100	351,200	415,100
	9	154,600	214,800	302,200	353,300	417,700
	10	156,400	217,100	305,000	355,300	420,400
	11	158,000	219,500	307,700	357,400	423,200
	12	159,600	221,800	310,400	359,500	426,000
	13	161,100	224,000	312,700	361,300	428,700
	14	163,000	226,400	315,500	363,400	431,500
	15	165,000	228,900	318,100	365,200	434,300
	16	167,000	231,500	320,800	367,200	437,000
	17	168,900	233,800	323,400	369,200	439,500
	18	171,100	236,700	325,600	371,100	442,200
	19	173,300	239,600	327,900	373,100	444,700
	20	175,500	242,500	330,100	375,000	447,300
	21	177,800	245,000	332,600	376,800	449,900
	22	180,200	247,800	334,700	378,800	452,500
	23	182,500	250,400	336,500	380,600	455,100
	24	184,800	253,100	338,500	382,700	457,700
	25	187,000	255,900	340,600	384,100	460,000
	26	189,100	258,300	342,600	386,000	462,400
	27	191,300	260,600	344,500	387,900	464,900
	28	193,500	263,000	346,300	389,800	467,400
	29	195,600	265,800	348,200	391,600	470,000
	30	197,500	268,100	349,900	393,600	472,500
	31	199,400	270,200	351,500	395,500	475,100
	32	201,100	272,200	353,200	397,600	477,600
	33	202,900	274,200	354,700	399,100	480,000
	34	204,800	276,200	356,100	401,000	482,400
	35	206,700	278,300	357,600	402,600	484,800
	36	208,600	280,200	359,100	404,400	487,300
	37	210,300	282,200	360,400	405,600	489,800
	38	212,300	283,600	361,900	407,100	492,300
	39	214,200	285,000	363,300	408,500	494,800
	40	216,100	286,500	364,700	409,800	497,300
	41	218,100	287,900	365,400	411,300	499,700
	42	220,000	289,000	366,600	412,700	501,900
	43	221,900	290,000	368,000	414,200	504,200
	44	223,800	291,200	369,200	415,700	506,400

57	259,500	311,900	367,500	423,100	453,300	501,900
58	260,200	313,000	368,700	423,400	454,000	
59	260,600	314,100	369,900	424,000	454,700	
60	261,200	315,100	371,100	424,500	455,400	
61	261,800	315,900	372,300	424,900	455,700	
62	262,300	316,600	372,900	425,400	456,100	
63	262,900	317,400	373,400	426,000	456,300	
64	263,400	318,200	374,000	426,600	456,600	
65	263,800	318,800	374,400	427,200	456,800	
66	264,200	319,500	374,900	427,800	457,300	
67	264,500	320,000	375,200	428,400	457,600	
68	265,000	320,700	375,700	429,000	457,800	
69	265,300	321,500	376,100	429,600	458,100	
70			376,400	430,100	458,300	
71			376,800	430,600	458,600	
72			377,100	431,200	458,800	
73			377,700	431,700	458,900	
74			377,900	432,300		
75			378,400	432,900		
76			378,900	433,500		
77			379,400	434,100		
78			379,800	434,700		
79			380,300	435,300		
80			380,800	435,900		
81			381,300	436,300		
82			381,800	436,900		
83			382,300	437,600		
84			382,800	438,200		
85			383,200	438,700		
86			383,700	439,200		
87			384,100	439,900		
88			384,600	440,500		
89			385,000	440,800		
90			385,500			
91			386,000			
92			386,500			
93			386,900			
94			387,300			
95			387,800			
96			388,200			
97			388,700			
98			389,000			
99			389,500			
100			389,800			
101			390,400			
再任用職員	224,100	254,800	284,900	326,400	355,800	403,200

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第三 海事職給料表(第四条関係)

職員 の区 分	職務の 等 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
	1	173,700	228,300	273,400	323,300	361,200	423,200
	2	176,100	230,600	275,200	325,400	363,700	425,800
	3	178,500	232,800	277,000	327,600	366,100	428,300
	4	180,800	235,000	278,800	329,600	368,600	430,900
	5	183,300	237,000	280,000	332,000	371,000	433,300
	6	185,800	239,100	281,900	333,800	374,100	435,800
	7	188,200	241,200	283,700	335,700	377,200	438,200
	8	190,800	243,300	285,600	337,400	380,300	440,700
	9	193,100	245,400	287,300	339,000	383,200	442,700
	10	195,600	247,300	289,800	341,300	386,200	445,000
	11	198,000	249,300	292,200	343,700	389,400	447,300
	12	200,700	251,300	294,500	346,200	392,300	449,700
	13	203,200	253,200	297,000	348,500	395,300	451,300
	14	205,800	255,100	299,500	351,000	398,100	453,500
	15	208,500	256,900	302,000	353,300	400,900	455,800
	16	211,200	258,800	304,400	355,800	403,700	458,100
	17	213,700	260,600	306,700	358,200	406,500	460,200
	18	216,400	262,500	309,000	360,700	408,600	462,600
	19	219,100	264,400	311,200	363,100	410,700	464,900
	20	221,800	266,300	313,200	365,600	412,700	467,100
	21	224,500	267,800	315,500	367,900	414,500	469,400
	22	226,100	269,500	316,600	370,400	416,300	471,100
	23	227,700	271,100	317,800	372,600	418,300	472,900
	24	229,300	272,600	319,000	374,900	420,300	474,600
	25	230,900	274,200	320,300	377,300	422,000	476,100
	26	232,400	275,800	322,000	379,700	423,800	477,400
	27	234,000	277,400	323,500	382,000	425,600	478,700
	28	235,500	278,900	325,300	384,500	427,300	480,000
	29	237,100	280,400	326,500	386,600	428,400	481,000
	30	238,200	281,800	328,300	388,800	430,000	482,200
	31	239,300	283,300	330,000	390,900	431,600	483,300
	32	240,300	284,500	331,700	393,100	433,300	484,500
	33	241,500	285,600	333,300	395,000	434,900	485,100
	34	242,400	287,000	334,900	396,700	436,100	486,200
	35	243,300	288,200	336,300	398,600	437,300	487,300
	36	244,200	289,400	337,700	400,400	438,600	488,400
	37	244,900	290,500	339,400	402,200	439,900	489,400
	38	245,800	291,600	341,000	403,700	440,800	490,300
	39	246,700	292,500	342,500	405,300	441,800	491,100
	40	247,600	293,500	344,100	406,700	442,800	492,000
	41	248,600	294,700	345,500	407,500	443,200	492,900
	42	249,500	295,700	346,900	408,800	443,900	493,600
	43	250,300	296,800	348,400	410,100	444,600	494,300
	44	251,200	297,400	349,900	411,400	445,300	495,000
	45	252,000	298,300	351,400	412,900	445,900	495,500
	46	252,900	299,600	352,800	414,300	446,200	496,000
	47	253,800	300,700	354,200	415,500	446,800	496,600
	48	254,700	302,100	355,500	416,900	447,400	497,200
再任 用職 員以 外の 職員	49	255,300	303,600	356,800	418,300	448,000	497,500
	50	256,000	304,700	358,300	419,200	448,700	498,100
	51	256,600	305,600	359,700	420,100	449,400	498,800
	52	257,100	306,500	361,100	420,900	450,100	499,300
	53	257,300	307,600	362,600	421,200	450,700	499,900
	54	257,900	308,700	364,000	421,600	451,400	500,600
	55	258,300	309,800	365,300	422,100	452,100	501,000
	56	259,000	310,700	366,700	422,600	452,800	501,600

111	322,000	350,300	374,500	399,500					
112	322,600	351,300	374,900	399,900					
113	323,400	352,200	375,300	400,300					
114	324,100	353,200	375,700	400,800					
115	324,700	354,200	376,300	401,300					
116	325,500	355,100	376,800	401,800					
117	326,100	356,200	377,300	402,200					
118	326,900	356,700	377,800	402,700					
119	327,700	357,300	378,400	403,200					
120	328,500	357,900	378,900	403,700					
121	329,000	358,400	379,000	404,100					
122	329,400	358,900	379,600	404,600					
123	329,900	359,400	380,100	405,000					
124	330,400	359,700	380,500	405,500					
125	330,700	360,100	381,100	405,900					
126		360,500	381,600						
127		361,000	382,100						
128		361,400	382,600						
129		361,800	382,900						
130		362,200	383,400						
131		362,600	383,900						
132		363,000	384,400						
133		363,300	384,700						
134		363,800	385,100						
135		364,300	385,500						
136		364,600	386,000						
137		364,900	386,300						
138		365,300	386,800						
139		365,800	387,300						
140		366,300	387,800						
141		366,600	388,100						
142		367,100							
143		367,600							
144		368,100							
145		368,400							
再任用職員	245,600	257,600	261,900	294,000	310,700	325,100	349,300	385,100	417,400

備考 この表は、警察官に適用する。

再任職員以外の職員

53	257,600	271,100	291,900	340,100	400,200	418,000	439,900	461,600
54	258,800	272,200	293,700	342,000	401,400	418,700	440,200	461,800
55	259,800	273,700	295,600	343,800	402,600	419,400	440,500	462,100
56	261,000	274,800	297,300	345,500	403,800	420,000	440,900	462,200
57	262,100	275,800	298,900	346,800	405,000	420,700	441,300	462,700
58	263,100	277,500	300,600	348,500	405,800	421,100	441,400	462,900
59	264,000	279,100	302,400	350,100	406,600	421,700	441,900	463,100
60	265,000	280,700	304,300	351,800	407,400	422,300	442,000	463,300
61	266,100	282,300	305,700	353,500	408,000	422,800	442,600	463,500
62	267,200	284,000	307,500	355,100	408,700	423,400	442,800	
63	268,400	285,400	309,300	356,700	409,400	423,900	443,200	
64	269,200	286,900	311,000	358,400	410,000	424,400	443,500	
65	270,300	288,500	312,600	360,000	410,400	425,000	443,700	
66	271,600	289,900	314,400	361,700	411,100	425,500	444,000	
67	272,800	291,400	315,900	363,300	411,800	425,900	444,100	
68	274,200	292,800	317,600	364,800	412,500	426,400	444,400	
69	275,300	294,500	319,100	366,200	412,900	426,900	444,500	
70	276,700	296,000	320,500	367,700	413,400	427,300	444,800	
71	278,100	297,600	322,100	369,100	414,000	427,600	445,100	
72	279,400	299,200	323,600	370,400	414,500	427,700	445,400	
73	280,700	300,400	324,500	371,800	415,000	428,100	445,600	
74	282,100	301,900	326,100	373,000	415,400	428,500	445,900	
75	283,600	303,500	327,900	374,400	416,000	428,800	446,200	
76	284,800	304,900	329,500	375,600	416,500	428,900	446,600	
77	286,000	306,100	331,400	377,000	417,100	429,100	446,800	
78	287,200	307,600	333,100	378,200	417,600	429,400	447,100	
79	288,400	309,000	334,500	379,400	418,200	429,700	447,400	
80	289,500	310,400	336,200	380,600	418,700	430,000	447,700	
81	290,600	311,800	337,900	381,900	419,100	430,200	447,900	
82	291,900	313,300	339,500	383,100	419,700	430,500	448,200	
83	293,200	314,600	341,200	384,400	420,200	430,800	448,500	
84	294,500	316,000	343,000	385,500	420,500	431,000	448,800	
85	295,900	317,100	344,500	386,500	420,600	431,100	449,000	
86	297,100	318,600	346,100	387,100	421,200	431,400		
87	298,200	320,000	347,700	387,700	421,600	431,700		
88	299,300	321,600	349,300	388,300	421,900	431,900		
89	300,500	323,100	350,400	388,900	422,100	432,100		
90	301,700	324,500	351,700	389,500	422,700	432,400		
91	303,000	325,900	353,000	390,000	423,100	432,700		
92	304,100	327,500	354,400	390,600	423,400	432,900		
93	304,800	328,800	355,800	391,000	423,600	433,100		
94	306,100	330,100	357,300	391,500				
95	307,400	331,600	358,800	392,100				
96	308,700	333,000	360,200	392,600				
97	309,600	334,300	361,700	393,100				
98	310,800	335,500	362,900	393,500				
99	311,900	336,800	364,000	394,100				
100	313,200	338,100	365,100	394,600				
101	314,300	339,500	366,400	394,900				
102	315,400	340,500	367,500	395,400				
103	316,500	341,700	368,600	396,000				
104	317,600	342,900	369,700	396,500				
105	318,400	344,000	370,900	396,800				
106	319,000	345,000	371,500	397,300				
107	319,700	346,000	372,100	397,800				
108	320,400	347,100	372,700	398,100				
109	320,900	348,400	373,400	398,500				
110	321,400	349,300	373,900	399,000				

別表第二 公安職給料表(第四条関係)

職員 の区 分	職務 等 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	168,400	184,500	211,600	252,300	297,300	324,400	353,400	389,000	431,200
	2	170,200	186,300	213,600	254,100	299,400	326,600	355,600	391,200	433,000
	3	171,900	188,100	215,600	255,900	301,500	328,900	357,900	393,300	434,900
	4	173,700	189,900	217,600	257,700	303,900	331,000	360,200	395,500	436,800
	5	175,300	191,900	219,600	259,400	305,700	333,300	362,200	397,400	438,300
	6	177,200	194,300	221,600	261,200	307,900	335,400	364,500	399,400	440,000
	7	179,100	196,600	223,600	262,800	310,100	337,700	366,600	401,300	441,500
	8	181,000	199,000	225,600	264,600	312,300	339,900	368,900	403,200	443,100
	9	182,700	201,300	227,700	266,200	314,300	341,900	370,900	405,000	444,800
	10	184,400	203,900	229,500	267,900	316,500	344,200	373,100	407,000	446,400
	11	186,100	206,400	231,500	269,500	318,800	346,400	375,200	408,900	448,100
	12	187,800	208,900	233,300	270,900	320,900	348,700	377,400	411,000	449,700
	13	189,800	211,400	235,300	272,500	323,000	350,700	379,400	412,900	450,900
	14	192,000	213,200	237,200	273,700	325,200	352,900	381,500	415,000	452,500
	15	194,200	215,000	239,100	275,000	327,500	355,000	383,800	417,100	454,300
	16	196,300	216,800	241,000	276,100	329,800	357,200	386,000	419,200	456,200
	17	198,500	218,700	242,700	277,200	331,800	359,500	387,700	420,900	457,800
	18	201,000	220,600	244,500	278,700	334,100	361,500	389,700	422,700	459,700
	19	203,400	222,500	246,300	280,100	336,200	363,700	391,700	424,500	461,400
	20	205,800	224,400	248,200	281,600	338,500	365,700	393,700	426,100	463,300
	21	208,300	226,100	249,800	283,000	340,400	367,800	395,500	427,800	464,900
	22	210,200	227,900	251,300	284,300	342,600	369,800	397,700	429,400	466,600
	23	212,100	229,800	252,500	285,800	344,700	371,800	399,700	430,800	468,200
	24	213,900	231,700	253,900	287,300	346,700	373,900	401,800	432,300	470,000
	25	215,800	233,400	255,200	288,500	348,800	375,700	403,500	433,700	471,600
	26	217,600	235,200	256,600	290,400	350,900	377,800	405,500	435,100	473,100
	27	219,400	236,900	258,000	292,300	353,000	379,900	407,600	436,600	474,600
	28	221,200	238,600	259,200	294,500	355,000	382,000	409,700	438,300	475,800
	29	223,100	240,200	260,500	296,400	357,000	384,100	411,300	439,700	477,100
	30	224,900	242,000	261,500	298,300	359,100	386,200	413,200	441,400	477,800
	31	226,700	243,800	262,900	300,100	361,100	388,200	414,900	443,100	478,500
	32	228,500	245,600	264,000	302,100	363,300	390,200	416,500	444,700	479,200
	33	230,300	246,800	264,800	304,100	364,900	392,100	418,500	446,100	479,800
	34	232,000	248,400	266,100	305,900	367,100	394,200	420,000	447,800	480,500
	35	233,800	249,800	267,100	307,800	369,100	396,300	421,600	449,500	481,200
	36	235,500	251,300	268,300	309,600	371,100	398,300	423,200	451,100	481,800
	37	237,100	252,700	269,300	311,400	373,100	400,000	424,700	452,600	482,000
	38	238,900	254,000	270,400	313,300	375,100	401,600	426,100	453,300	482,700
	39	240,700	255,300	271,500	315,200	377,100	403,100	427,600	454,000	483,300
	40	242,500	256,500	272,500	317,000	379,200	404,600	429,200	454,700	483,700
	41	243,800	257,800	273,700	318,900	381,100	405,900	430,700	455,100	484,200
	42	245,200	258,900	275,000	320,700	383,200	407,000	432,000	455,600	484,600
	43	246,500	260,200	276,500	322,700	385,200	408,000	433,300	456,300	484,800
	44	247,800	261,200	277,600	324,600	387,300	409,000	434,600	456,900	485,500
	45	249,200	262,100	278,800	326,300	389,100	410,200	435,500	457,700	485,600
	46	250,400	263,300	280,400	328,200	390,800	411,400	436,300	458,400	
	47	251,500	264,400	282,000	330,100	392,600	412,600	437,100	459,000	
	48	252,500	265,600	283,800	332,100	394,300	413,800	437,900	459,600	
	49	253,300	266,600	285,500	333,800	395,800	415,000	438,500	459,900	
	50	254,500	267,700	287,200	335,300	396,900	415,800	438,800	460,500	
	51	255,700	268,800	288,800	336,900	397,900	416,600	439,200	460,800	
	52	256,700	269,900	290,300	338,600	399,000	417,400	439,500	461,000	

98		301,600	350,300							
99		302,000	350,700							
100		302,400	351,000							
101		302,600	351,300							
102		302,900	351,700							
103		303,300	352,100							
104		303,600	352,500							
105		303,800	353,000							
106		304,000	353,400							
107		304,400	353,800							
108		304,700	354,200							
109		304,900	354,700							
110		305,300	355,100							
111		305,700	355,400							
112		306,000	355,800							
113		306,100	356,300							
114		306,400								
115		306,700								
116		307,100								
117		307,300								
118		307,500								
119		307,800								
120		308,100								
121		308,600								
122		308,800								
123		309,000								
124		309,300								
125		309,700								
再任用職員	190,800	218,800	259,700	279,600	295,000	321,000	363,600	397,400	449,600	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、講習所等で人事委員会の指定するものに勤務し、教育業務に従事する職員で人事委員会の定めるものについては、一般職に属する学校職員の給与に関する条例別表第三「教育職給料表」を準用することができる。

再任
用職
員以
外の
職員

47	214,800	266,200	310,800	357,600	378,300	405,900	447,800
48	216,100	267,500	312,500	359,100	379,200	406,600	448,600
49	217,200	268,800	313,700	360,800	380,100	407,300	449,000
50	218,300	269,900	315,200	361,600	380,900	407,900	449,500
51	219,400	271,200	316,800	362,800	381,700	408,400	450,000
52	220,500	272,500	318,400	363,800	382,500	408,800	450,500
53	221,700	273,500	320,000	364,700	383,300	409,200	450,800
54	222,700	274,700	321,700	365,800	384,000	409,500	451,200
55	223,600	276,000	323,100	366,800	384,600	409,800	451,600
56	224,600	277,400	324,700	367,900	385,300	410,100	451,900
57	225,200	278,600	326,200	368,800	385,800	410,500	452,200
58	226,200	279,600	327,400	369,400	386,400	410,800	452,600
59	226,900	280,600	328,600	370,100	387,100	411,100	452,900
60	228,000	281,800	329,800	370,800	387,800	411,400	453,200
61	228,800	283,000	330,700	371,400	388,200	411,700	453,500
62	229,800	283,900	331,600	372,000	388,900	411,900	
63	230,600	284,900	332,400	372,700	389,500	412,300	
64	231,700	285,900	333,300	373,400	390,000	412,700	
65	232,400	286,600	334,100	373,800	390,500	412,900	
66	233,300	287,500	334,500	374,400	391,200	413,100	
67	234,200	288,300	335,300	375,100	391,800	413,500	
68	235,300	289,200	336,100	375,800	392,400	413,800	
69	236,000	290,200	337,000	376,200	392,800	414,000	
70	236,700	291,000	337,700	376,800	393,300	414,400	
71	237,400	291,700	338,400	377,500	393,900	414,700	
72	238,100	292,500	339,100	378,100	394,500	414,900	
73	238,900	293,400	339,500	378,400	394,900	415,000	
74	239,600	293,800	340,100	379,000	395,300	415,300	
75	240,200	294,300	340,700	379,700	395,600	415,600	
76	240,800	294,800	341,300	380,300	396,100	415,800	
77	241,600	295,000	341,700	380,800	396,400	416,000	
78	242,400	295,400	342,200	381,300	396,700	416,300	
79	243,200	295,600	342,600	381,900	397,000	416,600	
80	243,900	296,000	343,100	382,400	397,300	416,800	
81	244,600	296,300	343,500	382,900	397,500	417,000	
82	245,300	296,500	344,000	383,500	397,800	417,300	
83	246,000	296,900	344,400	384,000	398,100	417,600	
84	246,700	297,200	344,900	384,400	398,300	417,800	
85	247,300	297,500	345,300	384,700	398,500	418,000	
86	248,000	297,800	345,700	385,200	398,800		
87	248,700	298,100	346,200	385,600	399,100		
88	249,400	298,500	346,600	386,000	399,300		
89	250,200	298,800	346,900	386,400	399,500		
90	250,700	299,100	347,300	386,900	399,800		
91	251,100	299,500	347,800	387,300	400,100		
92	251,600	299,900	348,200	387,700	400,300		
93	251,900	300,000	348,500	388,000	400,500		
94		300,300	348,900				
95		300,700	349,300				
96		301,100	349,700				
97		301,300	349,800				

別表第一 行政職給料表(第四条関係)

職員の区分	職務の等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,800	195,800	232,700	266,800	293,500	324,700	369,700	416,000	467,600
	2	145,900	197,600	234,300	268,800	295,800	326,900	372,300	418,500	470,700
	3	147,100	199,500	235,800	270,600	298,100	329,300	374,800	421,000	473,800
	4	148,200	201,300	237,400	272,700	300,200	331,600	377,400	423,500	476,800
	5	149,400	202,900	239,000	274,600	302,200	333,800	379,500	425,500	479,900
	6	150,500	204,700	240,700	276,500	304,600	335,800	382,000	427,900	482,900
	7	151,600	206,500	242,200	278,600	306,900	337,900	384,500	430,100	485,900
	8	152,700	208,300	243,800	280,700	309,100	340,100	387,000	432,300	489,000
	9	153,900	210,200	245,300	282,900	311,200	342,300	389,600	434,400	491,800
	10	155,400	212,000	247,000	284,900	313,600	344,500	392,200	436,500	494,900
	11	156,700	213,800	248,500	286,900	315,800	346,700	394,700	438,600	497,900
	12	158,000	215,600	250,000	288,900	318,100	348,900	397,500	440,800	501,000
	13	159,300	217,000	251,700	290,900	320,100	350,800	399,900	442,600	503,800
	14	160,800	218,800	253,100	293,000	322,400	352,900	402,300	444,400	506,100
	15	162,300	220,500	254,400	295,100	324,600	354,900	404,700	446,400	508,500
	16	164,000	222,300	255,900	297,100	326,700	357,000	407,100	448,300	511,000
	17	165,300	224,100	257,400	299,200	328,900	358,900	409,000	450,300	513,200
	18	166,800	225,800	259,200	301,200	331,000	360,800	411,000	452,100	514,600
	19	168,300	227,600	261,000	303,400	333,100	362,900	412,900	453,800	516,100
	20	169,900	229,300	262,800	305,400	335,000	364,800	414,800	455,600	517,600
	21	171,300	231,000	264,500	307,400	337,000	366,800	416,700	457,300	518,800
	22	174,100	232,600	266,300	309,400	339,100	368,800	418,500	458,900	520,200
	23	176,700	234,300	268,100	311,500	341,100	370,600	420,300	460,400	521,700
	24	179,300	235,800	269,800	313,700	343,300	372,600	422,300	461,800	523,200
	25	182,000	237,100	271,800	315,600	344,800	374,700	424,100	463,300	524,300
	26	183,700	238,700	273,700	317,700	346,800	376,600	425,600	464,600	525,400
	27	185,400	240,000	275,400	319,700	348,900	378,600	427,200	465,900	526,600
	28	187,100	241,400	277,300	321,900	350,800	380,500	428,800	467,000	527,900
	29	188,700	242,700	279,100	323,800	352,600	382,200	430,400	468,100	529,000
	30	190,600	244,000	281,000	325,800	354,500	384,100	431,700	468,800	529,900
	31	192,400	245,100	283,000	327,900	356,300	385,800	432,900	469,600	530,800
	32	194,200	246,400	284,700	330,000	358,100	387,600	434,200	470,300	531,700
	33	195,800	247,700	286,400	331,500	360,000	389,400	435,500	471,000	532,500
	34	197,300	248,900	288,300	333,500	362,000	390,700	436,800	471,700	533,400
	35	198,900	250,200	290,100	335,600	363,800	392,400	438,000	472,400	534,100
	36	200,400	251,400	292,000	337,700	365,400	394,000	439,200	473,300	534,700
	37	201,600	252,300	293,600	339,600	366,900	395,500	440,500	473,600	535,400
	38	202,900	253,700	295,400	341,700	368,200	396,700	441,300	474,300	536,000
	39	204,200	255,200	297,200	343,600	369,600	397,900	442,100	475,100	536,800
	40	205,500	256,600	299,000	345,500	371,000	399,000	442,800	475,900	537,400
	41	206,900	258,000	300,800	347,400	372,400	400,200	443,400	476,200	538,000
	42	208,200	259,500	302,600	349,300	373,400	401,400	444,100	476,800	
	43	209,600	260,900	304,100	351,200	374,500	402,600	444,800	477,100	
	44	211,000	262,200	305,800	353,100	375,600	403,700	445,600	477,300	
	45	212,200	263,500	307,500	354,600	376,500	404,500	446,400	477,500	
	46	213,500	264,800	309,200	356,100	377,400	405,200	447,200		

第九条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項ただし書の場合（扶養親族たる子、父母等が二人以上いる場合に限る。）において、同項ただし書に規定する者の決定については、人事委員会規則で定める基準による。

第十条第一項第二号中「前条第二項第二号又は第四号」を「前条第二項第二号、第三号又は第五号」に改める。

第十条の五第一項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「四十一万三千三百円」を「四十一万三千八百円」に改める。

第十六条の八第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「千分の三百七十五」を「百分の四十」に、「千分の四百七十五」を「百分の五十」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

議案第 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

平成二十八年 月 日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第九条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第一号に掲げる扶養親族については一万三千元、同項第二号に掲げる扶養親族については一人につき七千五百円、同項第三号から第六号までに掲げる扶養親族については一人につき六千五百円とする。ただし、職員に配偶者が不在場合は、同項第二号から第六号までに掲げる扶養親族(次項及び次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち一人については一万千円とする。

議案第2号参考資料

議案第3号参考資料

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

平成28年10月19日に行われた人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年山口県条例第2号）等及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和27年山口県条例第6号）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

(1) 給料表の改定

全給料表について、引上げ改定を行う。

(2) 諸手当の改定

ア 扶養手当

子に係る手当の月額を1人につき7,100円（現行6,500円）とする。

イ 初任給調整手当

医師等における支給限度額を月額413,800円（現行413,300円）とする。

ウ 勤勉手当

支給期	現 行	改 正 後
6月期	0.80 月分	0.85 月分
12月期	0.80	0.85
合 計	1.60	1.70

3 施行期日

規則で定める日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

議案第3号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認
を求めます。

平成28年（2016年）11月24日

山口県教育委員会

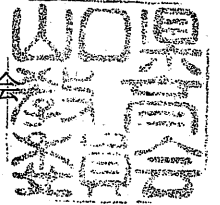
教育長 浅原 司

平 2 8 教 政 第 8 2 1 号

平成 2 8 年 (2016 年) 1 1 月 2 1 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 8 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日付け平 2 8 財 政 第 9 4 号で意見を求められた下記の議案について
は、異存ありません。

記

- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び
期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例



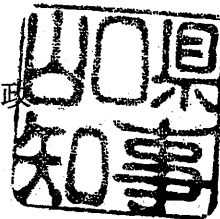
平 2 8 財 政 第 9 4 号

平成 2 8 年(2016年) 1 1 月 1 8 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 8 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に
関する意見について

平成 2 8 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び
期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の一般職に属する学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

(給与の内払)

3 学校職員が、改正前の一般職に属する学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて、平成二十八年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、人事委員会が定める。

	89		295,600	332,400	353,800	
	90		295,900	332,800	354,100	
	91		296,100	333,200	354,400	
	92		296,300	333,600	354,700	
	93		296,700	334,100	355,100	
	94		296,900	334,200	355,400	
	95		297,100	334,600	355,800	
	96		297,400	334,900	356,100	
	97		297,800	335,100	356,400	
	98		298,100	335,400	356,800	
	99		298,400	335,700	357,200	
	100		298,700	336,000	357,600	
	101		298,900	336,200	358,000	
	102		299,100	336,500	358,600	
	103		299,400	336,900	359,000	
	104		299,700	337,100	359,400	
	105		300,000	337,200	359,800	
	106			337,500		
	107			337,900		
	108			338,100		
	109			338,300		
	110			338,700		
	111			339,100		
	112			339,400		
	113			339,600		
再任用学校職員		191,900	219,000	247,800	261,500	287,100

備考 この表は、県立学校、中学校、小学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員、技術職員その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

再任学
校職
員以
外の
学校
職員

43	215,000	250,900	287,000	318,800	365,300
44	216,200	252,000	288,700	320,400	366,600
45	217,500	252,900	290,200	321,700	367,800
46	218,600	254,500	291,900	323,200	368,600
47	219,700	255,900	293,600	324,600	369,700
48	220,800	257,400	295,400	326,200	370,800
49	221,900	259,100	296,900	327,800	372,000
50	222,900	260,500	298,500	329,100	373,000
51	223,800	261,800	299,900	330,300	374,000
52	224,800	263,200	301,500	331,700	374,900
53	225,500	264,400	303,000	332,700	375,700
54	226,400	265,800	304,400	333,700	376,600
55	227,200	267,200	305,900	334,700	377,500
56	228,200	268,500	307,400	335,800	378,400
57	229,000	269,500	308,700	336,400	379,100
58	229,900	270,800	309,900	337,400	379,800
59	230,600	272,100	311,200	338,200	380,600
60	231,500	273,400	312,600	339,100	381,400
61	232,400	274,200	314,000	339,800	381,900
62	233,300	275,500	315,200	340,100	382,600
63	234,200	276,900	316,400	340,800	383,300
64	235,300	278,200	317,700	341,500	384,000
65	235,800	279,300	319,000	342,200	384,500
66	236,700	280,400	319,800	342,900	385,000
67	237,500	281,400	320,600	343,600	385,700
68	238,300	282,600	321,500	344,300	386,300
69	239,000	283,700	322,200	344,900	386,800
70	239,700	284,700	322,900	345,500	387,400
71	240,300	285,800	323,600	346,100	387,900
72	240,900	286,900	324,100	346,700	388,400
73	241,700	287,700	324,900	347,000	389,000
74	242,500	288,400	325,100	347,700	389,500
75	243,300	289,000	325,700	348,200	390,000
76	244,000	289,800	326,300	348,800	390,600
77	244,600	290,600	327,000	349,300	391,000
78	245,300	291,200	327,500	349,700	391,500
79	245,900	291,700	328,000	350,200	392,100
80	246,500	292,300	328,500	350,700	392,600
81	246,800	293,000	329,000	351,000	392,800
82	247,200	293,600	329,500	351,300	393,400
83	247,600	294,000	330,000	351,700	393,800
84	248,000	294,400	330,500	352,000	394,100
85	248,400	294,600	331,000	352,500	394,400
86		294,800	331,400	352,800	
87		295,000	331,600	353,100	
88		295,200	332,000	353,400	

別表第四 医療職給料表(第五条関係)

学校 職員の 区分	職務の 等級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円
	1	149,700	188,300	224,400	251,300	284,200
	2	151,100	190,000	226,000	252,700	286,300
	3	152,500	191,600	227,600	253,900	288,500
	4	153,900	193,300	229,300	255,100	290,500
	5	155,200	194,800	230,700	256,400	292,700
	6	157,000	196,400	232,300	257,700	294,900
	7	158,700	198,000	233,900	258,900	297,200
	8	160,400	199,600	235,500	260,000	299,300
	9	162,200	201,200	237,100	261,400	301,300
	10	164,000	202,900	238,600	262,300	303,600
	11	165,700	204,600	240,000	263,600	305,600
	12	167,500	206,300	241,400	264,800	307,800
	13	169,100	207,900	243,100	266,100	310,000
	14	171,000	209,600	244,400	267,600	312,000
	15	173,000	211,300	245,800	269,100	314,200
	16	175,000	212,900	247,000	270,800	316,200
	17	176,900	214,400	248,200	272,100	318,200
	18	178,800	216,100	249,500	274,000	320,300
	19	180,700	217,800	250,700	275,800	322,500
	20	182,600	219,500	251,900	277,700	324,500
	21	184,600	220,800	253,200	279,500	326,600
	22	186,100	222,200	254,300	281,300	328,700
	23	187,600	223,600	255,400	283,300	330,600
	24	189,100	225,100	256,500	285,000	332,700
	25	190,600	226,600	257,600	286,900	334,500
	26	192,200	228,100	259,200	288,800	336,500
	27	193,700	229,600	260,600	290,500	338,500
	28	195,100	230,900	262,300	292,400	340,400
	29	196,700	232,500	263,700	294,500	342,100
	30	198,100	233,900	265,400	296,300	343,900
	31	199,400	235,400	267,100	298,200	345,600
	32	200,700	236,700	268,800	300,000	347,400
	33	202,000	238,100	270,200	301,700	349,300
	34	203,400	239,500	272,000	303,600	351,100
	35	204,800	240,500	273,700	305,300	353,000
	36	206,200	241,700	275,300	307,100	354,800
	37	207,400	243,200	277,000	308,800	356,500
	38	208,700	244,500	278,700	310,400	358,200
	39	210,100	245,700	280,300	312,000	359,800
	40	211,400	247,100	281,900	313,800	361,600
	41	212,600	248,400	283,700	315,400	362,900
	42	213,800	249,600	285,300	317,100	364,200

118	310,500	396,900		
119	310,800	397,700		
120	311,100	398,500		
121	311,200	399,200		
122	311,400	399,900		
123	311,700	400,600		
124	312,000	401,300		
125	312,200	402,000		
126		402,700		
127		403,300		
128		403,900		
129		404,600		
130		405,100		
131		405,800		
132		406,300		
133		406,600		
134		406,900		
135		407,100		
136		407,500		
137		407,800		
138		408,000		
139		408,200		
140		408,600		
141		408,800		
142		409,100		
143		409,400		
144		409,700		
145		409,900		
146		410,200		
147		410,500		
148		410,700		
149		410,900		
150		411,200		
151		411,500		
152		411,700		
153		411,900		
154		412,200		
155		412,500		
156		412,700		
157		412,900		
再任用学校職員	229,100	276,000	330,400	413,000

備考

- (一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。
- (二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

	56	255,300	298,700	402,500
	57	256,600	300,800	404,000
	58	257,800	303,400	405,100
	59	258,900	305,900	406,400
	60	260,100	308,600	407,700
	61	261,500	311,000	409,000
	62	262,800	313,600	409,900
	63	264,100	315,900	411,300
	64	264,900	318,300	412,700
	65	265,900	320,500	413,900
	66	267,400	322,800	415,000
	67	268,900	324,900	416,200
	68	270,300	327,100	417,400
	69	272,000	329,400	418,500
	70	273,500	331,600	419,700
	71	274,800	333,800	420,800
	72	276,200	335,800	422,000
再任 用学 校職 員以 外の 学校 職員	73	277,500	337,900	422,800
	74	278,800	340,000	423,600
	75	280,000	342,300	424,300
	76	281,200	344,500	424,800
	77	282,700	346,400	425,000
	78	283,900	348,300	425,300
	79	285,000	350,200	425,900
	80	286,200	352,100	426,400
	81	287,400	353,900	426,700
	82	288,600	355,600	427,100
	83	289,700	357,300	427,300
	84	290,900	359,100	427,600
	85	291,900	360,400	428,100
	86	292,800	362,200	428,300
	87	293,800	363,900	428,900
	88	294,800	365,400	429,100
	89	295,800	367,000	429,400
	90	296,700	368,300	429,600
91	297,600	369,500	430,200	
92	298,500	370,800	430,300	
93	298,900	372,300	430,400	
94	299,600	373,600		
95	300,400	374,800		
96	301,200	376,100		
97	302,100	377,200		
98	302,900	378,300		
99	303,600	379,400		
100	304,300	380,400		
101	305,200	381,600		
102	305,700	382,600		
103	306,200	383,600		
104	306,700	384,600		
105	307,000	385,300		
106	307,400	386,300		
107	307,800	387,200		
108	308,100	388,200		
109	308,300	389,100		
110	308,500	390,000		
111	308,800	391,000		
112	309,000	392,000		
113	309,200	392,600		
114	309,400	393,500		
115	309,600	394,400		
116	309,900	395,200		
117	310,200	396,100		

ロ 教育職給料表(二)

学校 職員 の区 分	職務の 等級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円
	1	158,700	175,000	294,800	414,700
	2	160,200	177,100	297,500	416,200
	3	161,700	179,200	300,500	417,700
	4	163,200	181,400	303,000	419,200
	5	165,000	183,500	305,500	420,600
	6	166,900	185,700	308,200	422,100
	7	168,700	187,900	310,500	423,600
	8	170,600	190,200	313,100	425,200
	9	172,400	192,500	315,500	426,700
	10	174,600	195,400	318,100	428,100
	11	176,600	198,100	320,900	429,500
	12	178,600	200,900	323,900	430,800
	13	180,700	203,900	326,500	432,200
	14	182,900	205,600	328,700	433,600
	15	185,100	207,400	330,800	435,000
	16	187,300	209,100	333,200	436,300
	17	189,700	211,000	335,300	437,600
	18	192,300	212,800	337,600	438,900
	19	194,900	214,500	339,900	440,000
	20	197,400	216,200	342,000	441,300
	21	200,000	218,000	344,400	442,500
	22	201,700	219,900	346,600	443,800
	23	203,400	221,800	348,900	445,000
	24	205,100	223,700	351,200	446,300
	25	206,600	225,400	353,200	447,600
	26	208,200	227,400	355,100	448,900
	27	209,900	229,400	356,900	450,100
	28	211,600	231,500	358,800	451,200
	29	213,300	233,500	360,400	452,200
	30	215,000	236,200	362,500	453,300
	31	216,700	238,900	364,300	454,100
	32	218,400	241,600	366,100	454,700
	33	219,800	244,200	367,800	455,800
	34	221,500	247,000	369,600	456,300
	35	223,200	249,700	371,300	456,700
	36	224,900	252,500	373,100	457,400
	37	226,500	255,200	375,000	458,000
	38	228,200	257,700	376,500	
	39	230,000	260,100	378,000	
	40	231,700	262,600	379,600	
	41	233,400	265,300	380,800	
	42	235,100	267,800	382,400	
	43	236,700	270,100	383,800	
	44	238,400	272,300	385,300	
	45	240,000	274,600	386,900	
	46	241,500	276,800	388,500	
	47	243,000	279,000	390,000	
	48	244,400	281,100	391,600	
	49	246,100	283,400	393,100	
	50	247,500	285,500	394,600	
	51	249,100	287,400	396,100	
	52	250,300	289,500	397,600	
	53	251,400	291,300	398,900	
	54	252,800	293,700	400,100	
	55	254,000	296,200	401,300	

	145	332,400	424,100		
	146	332,600			
	147	332,900			
	148	333,200			
	149	333,400			
	150	333,700			
	151	334,000			
	152	334,200			
	153	334,400			
再任用学校職員		238,000	279,300	337,300	423,200

備考

- (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。
- (二) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会の定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

95	305,700	395,900
96	306,900	397,200
97	307,900	398,600
98	309,000	399,700
99	309,900	400,700
100	311,000	401,800
101	311,800	402,700
102	313,000	403,800
103	314,000	404,800
104	315,100	405,900
105	315,700	406,800
106	316,600	407,800
107	317,400	408,700
108	318,200	409,600
109	319,100	410,500
110	319,500	411,400
111	320,000	412,200
112	320,500	413,000
113	321,100	413,600
114	321,600	414,300
115	322,100	415,000
116	322,600	415,700
117	323,200	416,400
118	323,700	416,900
119	324,100	417,100
120	324,600	417,500
121	325,100	418,200
122	325,500	418,500
123	326,000	418,600
124	326,500	418,900
125	327,100	419,200
126	327,400	419,400
127	327,700	419,800
128	328,000	419,900
129	328,300	420,100
130	328,700	420,400
131	329,000	420,700
132	329,200	420,900
133	329,400	421,100
134	329,600	421,400
135	329,800	421,700
136	330,100	421,900
137	330,400	422,100
138	330,600	422,400
139	330,900	422,700
140	331,200	422,900
141	331,400	423,100
142	331,600	423,400
143	331,900	423,700
144	332,100	423,900

	45	241,200	300,800	418,500
	46	242,600	303,400	419,900
	47	243,900	305,900	421,400
	48	245,300	308,600	423,000
	49	246,800	311,000	424,700
	50	248,300	313,600	426,200
	51	249,600	315,900	427,800
	52	251,000	318,300	429,400
	53	252,200	320,500	431,100
	54	253,500	322,800	432,600
	55	254,900	324,900	434,200
	56	256,100	327,100	435,700
	57	257,400	329,400	437,300
	58	258,500	331,600	438,800
	59	259,700	333,800	440,200
	60	261,000	335,800	441,300
	61	262,300	337,900	442,500
	62	263,800	340,000	444,000
	63	265,100	342,300	445,300
	64	266,500	344,500	446,400
	65	267,700	346,500	447,600
	66	269,300	348,700	449,000
	67	270,700	350,900	450,200
	68	272,400	353,100	451,300
	69	273,900	354,900	452,500
	70	275,300	357,000	453,900
	71	276,800	359,100	455,100
	72	278,300	361,100	456,100
	73	279,400	362,900	457,100
	74	280,800	364,600	458,000
	75	282,100	366,600	458,500
	76	283,500	368,600	459,000
	77	284,800	370,500	459,300
	78	286,000	372,200	
	79	287,200	373,800	
	80	288,400	375,400	
再任学 校職 員以 外の 学校 職員	81	289,500	377,000	
	82	290,700	378,500	
	83	291,900	379,900	
	84	293,100	381,500	
	85	294,300	382,700	
	86	295,600	384,100	
	87	296,700	385,500	
	88	297,900	386,900	
	89	299,000	388,300	
	90	300,200	389,600	
	91	301,400	390,800	
	92	302,700	392,100	
	93	303,400	393,500	
	94	304,500	394,700	

別表第三 教育職給料表(第五条関係)

イ 教育職給料表(一)

学校 職員 の区 分	職務 の 等級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円
	1	158,700	203,900	335,300	425,100
	2	160,200	205,600	337,600	426,900
	3	161,700	207,400	339,900	428,700
	4	163,200	209,100	342,000	430,400
	5	165,000	211,000	344,400	432,000
	6	166,900	212,800	346,600	433,500
	7	168,700	214,500	348,900	435,400
	8	170,600	216,200	351,200	437,400
	9	172,400	218,000	353,200	439,200
	10	174,600	219,900	355,300	441,000
	11	176,600	221,800	357,500	442,900
	12	178,600	223,700	359,700	444,700
	13	180,700	225,400	361,700	446,500
	14	182,900	227,400	363,800	448,400
	15	185,100	229,400	365,800	450,200
	16	187,300	231,500	368,000	452,100
	17	189,700	233,500	369,800	453,900
	18	192,300	236,200	371,700	455,700
	19	194,900	238,900	373,700	457,600
	20	197,400	241,600	375,600	459,400
	21	200,000	244,200	377,600	460,900
	22	201,700	247,000	379,500	462,700
	23	203,400	249,700	381,500	464,600
	24	205,100	252,500	383,500	466,200
	25	206,600	255,200	384,800	468,000
	26	208,300	257,700	386,800	469,700
	27	210,100	260,100	388,600	471,200
	28	211,800	262,600	390,400	473,000
	29	213,300	265,300	392,300	474,300
	30	215,000	267,800	394,300	475,800
	31	216,700	270,100	396,300	476,900
	32	218,400	272,300	398,300	478,400
	33	220,000	274,600	400,000	479,600
	34	221,800	276,800	401,700	480,300
	35	223,600	279,000	403,400	480,700
	36	225,400	281,100	405,200	481,600
	37	227,100	283,400	406,600	482,200
	38	228,900	285,500	408,100	
	39	230,800	287,400	409,500	
	40	232,600	289,500	411,000	
	41	234,400	291,300	412,700	
	42	236,100	293,700	414,100	
	43	237,700	296,200	415,400	
	44	239,400	298,700	416,900	

57	259,500	311,900	367,500	423,100	453,300	501,900
58	260,200	313,000	368,700	423,400	454,000	
59	260,600	314,100	369,900	424,000	454,700	
60	261,200	315,100	371,100	424,500	455,400	
61	261,800	315,900	372,300	424,900	455,700	
62	262,300	316,600	372,900	425,400	456,100	
63	262,900	317,400	373,400	426,000	456,300	
64	263,400	318,200	374,000	426,600	456,600	
65	263,800	318,800	374,400	427,200	456,800	
66	264,200	319,500	374,900	427,800	457,300	
67	264,500	320,000	375,200	428,400	457,600	
68	265,000	320,700	375,700	429,000	457,800	
69	265,300	321,500	376,100	429,600	458,100	
70			376,400	430,100	458,300	
71			376,800	430,600	458,600	
72			377,100	431,200	458,800	
73			377,700	431,700	458,900	
74			377,900	432,300		
75			378,400	432,900		
76			378,900	433,500		
77			379,400	434,100		
78			379,800	434,700		
79			380,300	435,300		
80			380,800	435,900		
81			381,300	436,300		
82			381,800	436,900		
83			382,300	437,600		
84			382,800	438,200		
85			383,200	438,700		
86			383,700	439,200		
87			384,100	439,900		
88			384,600	440,500		
89			385,000	440,800		
90			385,500			
91			386,000			
92			386,500			
93			386,900			
94			387,300			
95			387,800			
96			388,200			
97			388,700			
98			389,000			
99			389,500			
100			389,800			
101			390,400			
再任用学校職員	224,100	254,800	284,900	326,400	355,800	403,200

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士その他の学校職員で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第二 海事職給料表(第五条関係)

学校 職員 の区 分	職務の 等 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
	1	173,700	228,300	273,400	323,300	361,200	423,200
	2	176,100	230,600	275,200	325,400	363,700	425,800
	3	178,500	232,800	277,000	327,600	366,100	428,300
	4	180,800	235,000	278,800	329,600	368,600	430,900
	5	183,300	237,000	280,000	332,000	371,000	433,300
	6	185,800	239,100	281,900	333,800	374,100	435,800
	7	188,200	241,200	283,700	335,700	377,200	438,200
	8	190,800	243,300	285,600	337,400	380,300	440,700
	9	193,100	245,400	287,300	339,000	383,200	442,700
	10	195,600	247,300	289,800	341,300	386,200	445,000
	11	198,000	249,300	292,200	343,700	389,400	447,300
	12	200,700	251,300	294,500	346,200	392,300	449,700
	13	203,200	253,200	297,000	348,500	395,300	451,300
	14	205,800	255,100	299,500	351,000	398,100	453,500
	15	208,500	256,900	302,000	353,300	400,900	455,800
	16	211,200	258,800	304,400	355,800	403,700	458,100
	17	213,700	260,600	306,700	358,200	406,500	460,200
	18	216,400	262,500	309,000	360,700	408,600	462,600
	19	219,100	264,400	311,200	363,100	410,700	464,900
	20	221,800	266,300	313,200	365,600	412,700	467,100
	21	224,500	267,800	315,500	367,900	414,500	469,400
	22	226,100	269,500	316,600	370,400	416,300	471,100
	23	227,700	271,100	317,800	372,600	418,300	472,900
	24	229,300	272,600	319,000	374,900	420,300	474,600
	25	230,900	274,200	320,300	377,300	422,000	476,100
	26	232,400	275,800	322,000	379,700	423,800	477,400
	27	234,000	277,400	323,500	382,000	425,600	478,700
	28	235,500	278,900	325,300	384,500	427,300	480,000
	29	237,100	280,400	326,500	386,600	428,400	481,000
	30	238,200	281,800	328,300	388,800	430,000	482,200
	31	239,300	283,300	330,000	390,900	431,600	483,300
	32	240,300	284,500	331,700	393,100	433,300	484,500
	33	241,500	285,600	333,300	395,000	434,900	485,100
	34	242,400	287,000	334,900	396,700	436,100	486,200
	35	243,300	288,200	336,300	398,600	437,300	487,300
	36	244,200	289,400	337,700	400,400	438,600	488,400
	37	244,900	290,500	339,400	402,200	439,900	489,400
	38	245,800	291,600	341,000	403,700	440,800	490,300
	39	246,700	292,500	342,500	405,300	441,800	491,100
	40	247,600	293,500	344,100	406,700	442,800	492,000
	41	248,600	294,700	345,500	407,500	443,200	492,900
	42	249,500	295,700	346,900	408,800	443,900	493,600
	43	250,300	296,800	348,400	410,100	444,600	494,300
	44	251,200	297,400	349,900	411,400	445,300	495,000
	45	252,000	298,300	351,400	412,900	445,900	495,500
	46	252,900	299,600	352,800	414,300	446,200	496,000
	47	253,800	300,700	354,200	415,500	446,800	496,600
	48	254,700	302,100	355,500	416,900	447,400	497,200
再任 用学 校職 員以 外の 学校 職員	49	255,300	303,600	356,800	418,300	448,000	497,500
	50	256,000	304,700	358,300	419,200	448,700	498,100
	51	256,600	305,600	359,700	420,100	449,400	498,800
	52	257,100	306,500	361,100	420,900	450,100	499,300
	53	257,300	307,600	362,600	421,200	450,700	499,900
	54	257,900	308,700	364,000	421,600	451,400	500,600
	55	258,300	309,800	365,300	422,100	452,100	501,000
	56	259,000	310,700	366,700	422,600	452,800	501,600

98			301,600	350,300			
99			302,000	350,700			
100			302,400	351,000			
101			302,600	351,300			
102			302,900	351,700			
103			303,300	352,100			
104			303,600	352,500			
105			303,800	353,000			
106			304,000	353,400			
107			304,400	353,800			
108			304,700	354,200			
109			304,900	354,700			
110			305,300	355,100			
111			305,700	355,400			
112			306,000	355,800			
113			306,100	356,300			
114			306,400				
115			306,700				
116			307,100				
117			307,300				
118			307,500				
119			307,800				
120			308,100				
121			308,600				
122			308,800				
123			309,000				
124			309,300				
125			309,700				
再任用学校職員		190,800	218,800	259,700	279,600	295,000	321,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての学校職員に適用する。

	47	214,800	266,200	310,800	357,600	378,300	405,900
	48	216,100	267,500	312,500	359,100	379,200	406,600
	49	217,200	268,800	313,700	360,800	380,100	407,300
	50	218,300	269,900	315,200	361,600	380,900	407,900
	51	219,400	271,200	316,800	362,800	381,700	408,400
	52	220,500	272,500	318,400	363,800	382,500	408,800
	53	221,700	273,500	320,000	364,700	383,300	409,200
	54	222,700	274,700	321,700	365,800	384,000	409,500
	55	223,600	276,000	323,100	366,800	384,600	409,800
	56	224,600	277,400	324,700	367,900	385,300	410,100
	57	225,200	278,600	326,200	368,800	385,800	410,500
	58	226,200	279,600	327,400	369,400	386,400	410,800
	59	226,900	280,600	328,600	370,100	387,100	411,100
	60	228,000	281,800	329,800	370,800	387,800	411,400
再任 用学 校職 員以 外の 学校 職員	61	228,800	283,000	330,700	371,400	388,200	411,700
	62	229,800	283,900	331,600	372,000	388,900	411,900
	63	230,600	284,900	332,400	372,700	389,500	412,300
	64	231,700	285,900	333,300	373,400	390,000	412,700
	65	232,400	286,600	334,100	373,800	390,500	412,900
	66	233,300	287,500	334,500	374,400	391,200	413,100
	67	234,200	288,300	335,300	375,100	391,800	413,500
	68	235,300	289,200	336,100	375,800	392,400	413,800
	69	236,000	290,200	337,000	376,200	392,800	414,000
	70	236,700	291,000	337,700	376,800	393,300	414,400
	71	237,400	291,700	338,400	377,500	393,900	414,700
	72	238,100	292,500	339,100	378,100	394,500	414,900
	73	238,900	293,400	339,500	378,400	394,900	415,000
	74	239,600	293,800	340,100	379,000	395,300	415,300
	75	240,200	294,300	340,700	379,700	395,600	415,600
	76	240,800	294,800	341,300	380,300	396,100	415,800
	77	241,600	295,000	341,700	380,800	396,400	416,000
78	242,400	295,400	342,200	381,300	396,700	416,300	
79	243,200	295,600	342,600	381,900	397,000	416,600	
80	243,900	296,000	343,100	382,400	397,300	416,800	
81	244,600	296,300	343,500	382,900	397,500	417,000	
82	245,300	296,500	344,000	383,500	397,800	417,300	
83	246,000	296,900	344,400	384,000	398,100	417,600	
84	246,700	297,200	344,900	384,400	398,300	417,800	
85	247,300	297,500	345,300	384,700	398,500	418,000	
86	248,000	297,800	345,700	385,200	398,800		
87	248,700	298,100	346,200	385,600	399,100		
88	249,400	298,500	346,600	386,000	399,300		
89	250,200	298,800	346,900	386,400	399,500		
90	250,700	299,100	347,300	386,900	399,800		
91	251,100	299,500	347,800	387,300	400,100		
92	251,600	299,900	348,200	387,700	400,300		
93	251,900	300,000	348,500	388,000	400,500		
94		300,300	348,900				
95		300,700	349,300				
96		301,100	349,700				
97		301,300	349,800				

別表第一 行政職給料表(第五条関係)

学校 職員 の区 分	職務の 等 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
		円	円	円	円	円	円
	1	144,800	195,800	232,700	266,800	293,500	324,700
	2	145,900	197,600	234,300	268,800	295,800	326,900
	3	147,100	199,500	235,800	270,600	298,100	329,300
	4	148,200	201,300	237,400	272,700	300,200	331,600
	5	149,400	202,900	239,000	274,600	302,200	333,800
	6	150,500	204,700	240,700	276,500	304,600	335,800
	7	151,600	206,500	242,200	278,600	306,900	337,900
	8	152,700	208,300	243,800	280,700	309,100	340,100
	9	153,900	210,200	245,300	282,900	311,200	342,300
	10	155,400	212,000	247,000	284,900	313,600	344,500
	11	156,700	213,800	248,500	286,900	315,800	346,700
	12	158,000	215,600	250,000	288,900	318,100	348,900
	13	159,300	217,000	251,700	290,900	320,100	350,800
	14	160,800	218,800	253,100	293,000	322,400	352,900
	15	162,300	220,500	254,400	295,100	324,600	354,900
	16	164,000	222,300	255,900	297,100	326,700	357,000
	17	165,300	224,100	257,400	299,200	328,900	358,900
	18	166,800	225,800	259,200	301,200	331,000	360,800
	19	168,300	227,600	261,000	303,400	333,100	362,900
	20	169,900	229,300	262,800	305,400	335,000	364,800
	21	171,300	231,000	264,500	307,400	337,000	366,800
	22	174,100	232,600	266,300	309,400	339,100	368,800
	23	176,700	234,300	268,100	311,500	341,100	370,600
	24	179,300	235,800	269,800	313,700	343,300	372,600
	25	182,000	237,100	271,800	315,600	344,800	374,700
	26	183,700	238,700	273,700	317,700	346,800	376,600
	27	185,400	240,000	275,400	319,700	348,900	378,600
	28	187,100	241,400	277,300	321,900	350,800	380,500
	29	188,700	242,700	279,100	323,800	352,600	382,200
	30	190,600	244,000	281,000	325,800	354,500	384,100
	31	192,400	245,100	283,000	327,900	356,300	385,800
	32	194,200	246,400	284,700	330,000	358,100	387,600
	33	195,800	247,700	286,400	331,500	360,000	389,400
	34	197,300	248,900	288,300	333,500	362,000	390,700
	35	198,900	250,200	290,100	335,600	363,800	392,400
	36	200,400	251,400	292,000	337,700	365,400	394,000
	37	201,600	252,300	293,600	339,600	366,900	395,500
	38	202,900	253,700	295,400	341,700	368,200	396,700
	39	204,200	255,200	297,200	343,600	369,600	397,900
	40	205,500	256,600	299,000	345,500	371,000	399,000
	41	206,900	258,000	300,800	347,400	372,400	400,200
	42	208,200	259,500	302,600	349,300	373,400	401,400
	43	209,600	260,900	304,100	351,200	374,500	402,600
	44	211,000	262,200	305,800	353,100	375,600	403,700
	45	212,200	263,500	307,500	354,600	376,500	404,500
	46	213,500	264,800	309,200	356,100	377,400	405,200

五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項ただし書の場合（扶養親族たる子、父母等が二人以上いる場合に限る。）において、同項ただし書に規定する者の決定については、人事委員会規則で定める基準による。

第十二条第一項第二号中「前条第二項第二号又は第四号」を「前条第二項第二号、第三号又は第五号」に改める。

第十八条の四第二項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、同項第二号中「千分の三百七十五」を「百分の四十」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成二十八年 月 日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第二号中「及び孫」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫

第十一条第三項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第一号に掲げる扶養親族については一万三千円、同項第二号に掲げる扶養親族については一人につき七千円、同項第三号から第六号までに掲げる扶養親族については一人につき六千五百円とする。ただし、学校職員に配偶者が不在場合は、同項第二号から第六号までに掲げる扶養親族(次項及び次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)のうち一人については一万千円とする。

第十一条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第

議案第2号参考資料

議案第3号参考資料

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

平成28年10月19日に行われた人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年山口県条例第2号）等及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和27年山口県条例第6号）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

(1) 給料表の改定

全給料表について、引上げ改定を行う。

(2) 諸手当の改定

ア 扶養手当

子に係る手当の月額を1人につき7,100円（現行6,500円）とする。

イ 初任給調整手当

医師等における支給限度額を月額413,800円（現行413,300円）とする。

ウ 勤勉手当

支給期	現 行	改正後
6月期	0.80 月分	0.85 月分
12月期	0.80	0.85
合 計	1.60	1.70

3 施行期日

規則で定める日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

議案第4号

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

平成28年（2016年）11月24日

山口県教育委員会

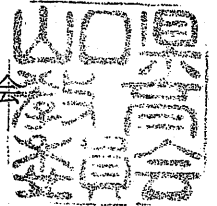
教育長 浅原 司

平 2 8 教 政 第 8 2 1 号

平成 2 8 年 (2016 年) 1 1 月 2 1 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 8 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日付け平 2 8 財 政 第 9 4 号で意見を求められた下記の議案について
は、異存ありません。

記

- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び
期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例



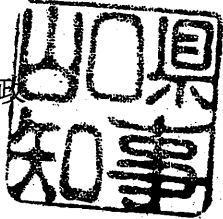
平 2 8 財 政 第 9 4 号

平成 2 8 年 (2016 年) 1 1 月 1 8 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 8 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に
関する意見について

平成 2 8 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び
期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

定による期末手当の内払とみなす。

第四条中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第四条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の知事等給与条例」という。)の規定及び第三条の規定による改正後の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の議員報酬条例」という。)の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

(期末手当の内払)

3 第一条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例又は第三条の規定による改正前の山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて平成二十八年十二月に支給された期末手当は、改正後の知事等給与条例又は改正後の議員報酬条例の規定

議案第 号

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

平成二十八年 月 日提出

山口県知事 村 岡 嗣 政

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第一条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和三十二年山口県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条ただし書中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

(山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第三条 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十一年山口県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

議案第4号参考資料

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

平成28年10月19日に行われた人事委員会勧告に基づく一般職の給与改定の趣旨に鑑み、知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和32年山口県条例第20号）及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年山口県条例第41号）の一部を改正するもの。

2 改正の概要

(1) 期末手当

各支給期における支給割合を次のとおり改定する。

支給期	現 行	平成28年度の支給割合	平成29年度以降の支給割合
6月期	1.50 月分	1.50 月分	1.55 月分
12月期	1.65	1.75	1.70
合 計	3.15	3.25	3.25

(2) 施行期日

規則で定める日から施行し、平成28年12月1日から適用する。ただし、期末手当の平成29年度以降の支給割合については、平成29年4月1日から施行する。

議案第5号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

平成28年（2016年）11月24日

山口県教育委員会

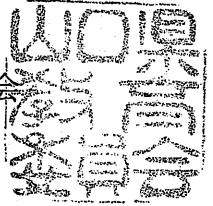
教育長 浅原 司

平 2 8 教 政 第 8 2 1 号

平成 2 8 年 (2016年) 1 1 月 2 1 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 8 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日付け平 2 8 財 政 第 9 4 号で意見を求められた下記の議案について
は、異存ありません。

記

- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び
期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例



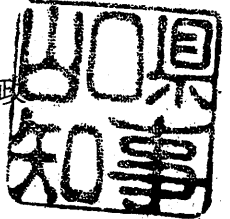
平 2 8 財 政 第 9 4 号

平成 2 8 年 (2016 年) 1 1 月 1 8 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 8 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に
関する意見について

平成 2 8 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

できる者となった者（施行日以後に改正後の条例第十条第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する職員の退職手当に関する条例第十條第十一項第五号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第十条第十一項（第六号に係る部分に限り、同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第十条第十一項第六号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前一年以内に改正前の条例第十条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて施行日以後に改正後の条例第十条第五項から第八項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第十条第十五項において準用する同条第十一項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する職員の退職手当に関する条例第十条第十一項第四号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

5 施行日前に改正前の条例第十条第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることが

れら」を「第七項又は第八項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）第二条の規定による改正前の雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものにつき、改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第十条第五項又は第六項の勤続期間を計算する場合における職員の退職手当に関する条例第七条の規定の適用については、同条第一項中「在職期間」とあるのは「在職期間（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年山口県条例第 号。以下この項及び次項において「改正条例」という。）の施行の日前の在職期間を有する者にあつては、改正条例の施行の日以後の職員としての引き続きいた在職期間）」と、同条第二項中「月数」とあるのは「月数（改正条例の施行の日前の在職期間を有する者にあつては、改正条例の施行の日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が改正条例の施行の日前である場合にあつては、零）」とする。

議案第 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

平成二十八年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山口県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十条第五項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第二号中「第三十七条の四第三項前段」を「第三十七条の四第三項」に改め、同条第六項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第十一项中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第六号を次のように改める。

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第二項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第十条第十五項中「規定は、」の下に「第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「こ

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）による国家公務員退職手当法の一部改正に準じて所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

条例第10条においては、退職時に支給された退職手当が雇用保険法の失業等給付相当額に満たず、退職後一定期間失業している場合に、雇用保険法の失業等給付程度の保障を行うために支給する失業者の退職手当について規定している。

失業等給付の適用拡大等を内容とする雇用保険法の改正に伴い、同条を改正するものである。

3 施行期日

平成29年1月1日から施行する。

議案第6号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する
条例の制定についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認
を求めます。

平成28年（2016年）11月24日

山口県教育委員会

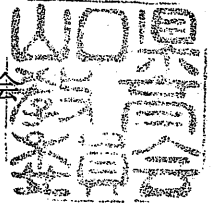
教育長 浅原 司

平 2 8 教 政 第 8 2 1 号

平成 2 8 年(2016年) 1 1 月 2 1 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 8 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日付け平 2 8 財 政 第 9 4 号で意見を求められた下記の議案について
は、異存ありません。

記

- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び
期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例



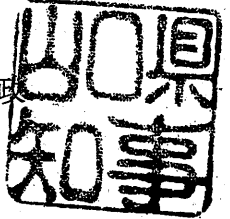
平 2 8 財 政 第 9 4 号

平成 2 8 年 (2016 年) 1 1 月 1 8 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 8 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に
関する意見について

平成 2 8 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第十四条第五項中「第十七条」を「第十八条」に改める。

(一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正)

5 一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第十六条第五項中「第十七条」を「第十八条」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

6 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年山口県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号中「第十六条」を「第十九条」に改める。

規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第十五条第一項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して六月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第二条の規定による改正前の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十八条の規定により介護休暇の承認を受けた学校職員であつて、施行日において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して六月を経過していないものの当該介護休暇に係る第二条の規定による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第十五条第一項に規定する指定期間については、教育委員会は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該学校職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して六月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

4 一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第四条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年山口県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「承認、」の下に「介護時間の承認、子育て支援部分休暇の承認、」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正前の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第十八条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下

この項において単に「初日」という。)から起算して六月を経過していないものの当該介護休暇に係る第一条の

続する状態」ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第三項の規定は、介護時間について準用する。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第三条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項中「特別休暇」の下に、「介護時間（勤務時間条例第十六条第一項の介護時間又は学校職員勤務時間条例第十六条第一項の介護時間をいう。以下同じ。）」を加え、「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第四項中「特別休暇」の下に、「介護時間」を加える。

第三十条第五項中「特別休暇」の下に、「介護時間（勤務時間条例第十六条第一項の介護時間又は学校職員勤務時間条例第十六条第一項の介護時間をいう。以下同じ。）」を加え、「第十六条第一項」を「第十七条第一項」

期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第二項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」ことに、連続する六月の期間」を「指定期間」に改める。

第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とする。

第十八条（見出しを含む。）中「介護休暇」の下に「介護時間」を加え、同条を第十九条とし、第十七条を第十八条とする。

第十六条第二項中「前条第三項」を「第十五条第三項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加え、同条を第十七条とする。

2 子育て支援部分休暇の時間は、前項の子を養育している期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第十六条 介護時間は、学校職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継

る状態」ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第三項の規定は、介護時間について準用する。

（学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第二条 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和四十六年山口県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「介護休暇」の下に「介護時間」を加える。

第十五条第一項中「学校職員が」の下に「要介護者（」を、「もの」の下に「をいう。以下同じ。」を、「ため、」の下に「教育委員会が、人事委員会規則の定めるところにより、学校職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態」ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する

下「指定期間」という。)内において」を加え、同条第二項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」ことに、連続する六月の期間」を「指定期間」に改める。

第十九条を第二十条とする。

第十八条(見出しを含む。)中「介護休暇」の下に「介護時間」を加え、同条を第十九条とし、第十七条を第十八条とする。

第十六条第二項中「前条第三項」を「第十五条第三項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加え、同条を第十七条とする。

2 子育て支援部分休暇の時間は、前項の子を養育している期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

(介護時間)

第十六条 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続す

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

平成二十八年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣政

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和二十八年山口県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「介護休暇」の下に「介護時間」を加える。

第十五条第一項中「職員が」の下に「要介護者(」を、「もの」の下に「をいう。以下同じ。)」を、「ため、」

の下に「任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間(以

議案第6号参考資料

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

働きながら介護がしやすい環境をさらに進めるため、国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、関連条例を整備するもの。

2 改正の内容

(1) 介護休暇の取得可能期間

[現行] 連続する6月の期間内

[改正後] 通算6月の範囲内で3回まで分割可能

(2) 介護時間の新設

① 取得要件

家族の介護のため勤務しないことが相当と認められる場合

② 取得可能期間

連続する3年の期間内において、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内

③ 給与の取扱

当該休暇を取得した時間数に応じて、勤務1時間当たりの給与額を減額

3 施行期日

平成29年1月1日

議案第7号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての意見の申出について（報告承認）

このことについて、別紙のとおり知事に意見を申し出たので、報告して承認を求めます。

平成28年（2016年）11月24日

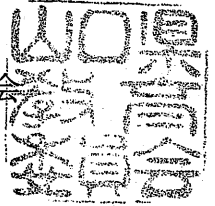
山口県教育委員会
教育長 浅原 司

平 2 8 教 政 第 8 2 1 号

平成 2 8 年(2016年) 1 1 月 2 1 日

山口県知事 村岡 嗣政 様

山口県教育委員会



平成 2 8 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見の申出について (回答)

平成 2 8 年 1 1 月 1 8 日付け平 2 8 財 政 第 9 4 号で意見を求められた下記の議案について
は、異存ありません。

記

- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算 (第 3 号)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び
期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例



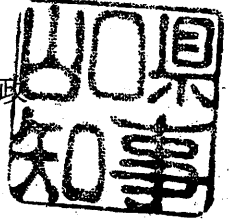
平 2 8 財 政 第 9 4 号

平成 2 8 年 (2016 年) 1 1 月 1 8 日

山口県教育委員会

教育長 浅原 司 様

山口県知事 村岡 嗣政



平成 2 8 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の議案に
関する意見について

平成 2 8 年 1 1 月山口県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴委員会の意見を伺います。

記

- 1 平成 2 8 年度山口県一般会計補正予算（第 3 号）
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 6 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 7 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

一 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第三条第一号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

第十一条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児短時間勤務をしている職員が第十四条第一号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号の規定による承認に係る子が第三条第二号イ又はロに掲げる場合に該当することとなったこと。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

イ 死亡した場合

ロ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第三条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「第二条の二第三号」を「第二条の三第三号」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 育児休業をしている職員が第五条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条の規定による承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

イ 前号イ又はロに掲げる場合

ロ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉

法第二十七条第一項第三号の規定による措置が解除された場合

第十一条第一号を次のように改める。

第二条の三を第二条の四とする。

第二条の二第三号中「当該子が一歳六か月に達する日」を「当該子の一歳六か月到達日」に改め、同条を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

(法第二条第一項の条例で定める者)

第二条の二 法第二条第一項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第六条の四第二項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第三条第一号を次のように改める。

一 育児休業をしている職員が産前の休業を始め又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

議案第 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

平成二十八年 月 日提出

山口県知事 村岡 嗣 政

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号イ(2)を次のように改める。

(2) その養育する子（法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六か月に達する日（第二条

の三第三号において「一歳六か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつて

は、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されることが明らかでない非常勤職員

第二条第四号口中「次条第三号」を「第二条の三第三号」に、「子の一歳到達日」を「子が一歳に達する日（以

下この号及び同条において「一歳到達日」という。）」に改める。

議案第7号参考資料

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正等を踏まえ、関係条例を整備するもの。

2 改正の内容

(1) 育児休業をすることができる一定の短時間勤務職員の要件緩和

※一定の短時間勤務職員：再任用短時間職員及び任期付短時間職員

[現 行] 子の1歳到達日以降、1年以上在職することが見込まれる者

[改正後] 子の1歳6か月到達日以降、在職することが見込まれる者

(2) 育児休業等の子の範囲の拡大

[現 行] 法律上の親子関係がある子

[拡 大]

① 地方公務員の育児休業等に関する法律に規定

- ・ 特別養子縁組の監護期間中の子
- ・ 養子縁組里親に委託されている子
- ・ その他これらに準ずる者として条例で定める者

② 職員の育児休業等に関する条例に規定

- ・ 養育里親に委託されている子

3 施行期日

規則で定める日

報告事項

番号	件 名	主 管 課
1	平成29年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針について	教 職 員 課
2	平成29年度(2017年度)山口県立学校職員(実習助手・寄宿舍指導員)採用候補者選考試験の結果について	教 職 員 課
3	平成29年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について	高 校 教 育 課
4	平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題の現状について	学校安全・体育課

報告事項 1

平成29年度山口県公立小・中学校及び県立学校教職員人事異動方針

山口県教育委員会

未来を拓くたくましい「やまぐちっ子」の育成のためには、地域とともにある学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、社会総がかりで教育力の向上を図ることが必要である。

このため、教職員人材育成基本方針に基づき、各学校において、教職員一人ひとりがそれぞれの資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、確かな学力の育成や体力の向上、生徒指導の充実、キャリア教育の推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、下記の点を踏まえ、厳正に人事の刷新を図り、全県的な視野に立って、適材を適所に配置する。

記

1 各学校の教職員については、専門性、現任校の勤務年数及び各学校の教職員構成等を踏まえ、適切な配置を進める。

なお、同一校勤務が、小・中学校においては7年、県立学校においては10年（小・中学校採用者は7年）を超える者については、原則として異動を行う。

2 校長、教頭等の管理職の採用・昇任に当たっては、多様な教職経験を有する者で、教育目標の実現に積極的に取り組み、活力ある学校運営を行うとともに、教職員の資質能力の向上のために指導力を発揮することができる人材を選任する。さらに、女性管理職候補者の採用・昇任に努める。

3 新規採用者については、学校や地域の状況等を踏まえ、実践的指導力を高めることができるよう、計画的な配置を行う。

4 地域間、小・中・高等学校と特別支援学校間等の人事交流を推進する。

特に、小・中学校においては、地域間及び規模の異なる学校間の交流を、また、高等学校においては、全日制・定時制・通信制課程間、普通科・専門学科・総合学科高校間及び普通科高校の地域間の交流を、さらに、特別支援学校においては、特別支援学校間及び小・中・高等学校等との交流を積極的に行う。

報告事項 2

平成29年度(2017年度)山口県立学校職員（実習助手・寄宿舍指導員）採用候補者選考試験の選考結果について

教職員課

記

1 概要

実習助手志願者については、57人のうち、48人が受験し、選考の結果、6人を採用候補者名簿の登載予定者としました。

寄宿舍指導員については、志願者17人のうち、14人が受験し、1人を登載予定者としました。

倍率は、実習助手が8.0倍、寄宿舍指導員が14.0倍となりました。

職種、選考区分、志願区分別の採用候補者名簿登載予定者数、倍率等は、次のとおりです。

職種	選考区分	志願区分		志願者数	受験者数	登載予定者数	倍率 A/B
					A	B	
実習助手	一般選考	普通教科		25 (41)	21 (36)	1 (2)	21.0 (18.0)
		農業	農芸化学・食品系	7 (8)	7 (8)	1 (1)	7.0 (8.0)
			工業	機械系	15 (9)	14 (7)	2 (2)
		電気系		4 (-)	2 (-)	1 (-)	2.0 (-)
		化学工業系		5 (3)	3 (3)	1 (1)	3.0 (3.0)
	身体障害者を対象とした選考	一般選考の志願区分と同じ		1 (3)	1 (3)	0 (0)	- (-)
	合計		57 (64)	48 (57)	6 (6)	8.0 (9.5)	
寄宿舍指導員			17 (17)	14 (16)	1 (3)	14.0 (5.3)	

注 ・ () 内の数字は、昨年度のもの。

2 その他

教員採用予定者と同様、採用予定者を対象に着任するまでの心構え等について学ぶ研修を、12月27日(火)、28日(水)に実施します。

平成29年度（2017年度）山口県立学校職員（実習助手・
寄宿舍指導員）採用候補者選考試験の実施について

教 職 員 課

1 選考区分、志願区分、採用見込者数及び職務の概要

職種	選考区分	志願区分	採用見込者数	職務の概要	
実習助手	一般選考	普通教科	1人程度	普通教科の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	
		農業	農芸化学・食品系	1人程度	農業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
		工業	機械系	2人程度	工業の実験又は実習について、 教諭の職務を助ける。
			電気系	1人程度	
	化学工業系	1人程度			
身体障害者を対象とした選考	一般選考の志願区分と同じ	1人程度	一般選考の「職務の概要」と同じ		
寄宿舍指導員	/		1人程度	特別支援学校の寄宿舍における児童、生徒の日常生活上の世話及び生活指導（食事、入浴等日常生活全般に関わる指導）に従事する。（夜間勤務有り。）	

2 受験資格

昭和42年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者
実習助手（農業・工業）については、別に資格要件が必要

3 志願書類等の受付期間

平成28年9月14日（水）から10月5日（水）まで

4 試験の期日・場所

- (1) 期日 平成28年10月30日（日）
- (2) 場所 山口県セミナーパーク

5 試験の内容

- (1) 実習助手（普通教科）・寄宿舍指導員
教養試験、小論文、面接、適性検査
- (2) 実習助手（農業・工業）
教養試験、専門教科試験、面接、適性検査

6 採用候補者名簿登載予定者の発表等

- (1) 日時 平成28年11月24日（木）午前9時
- (2) 内容 採用候補者名簿登載予定者の受験番号を掲載
- (3) 場所 山口県庁エントランスホール（旧インフォメーションプラザ）
山口県教育委員会の教職員課のホームページ

平成29年度山口県公立高等学校等入学者選抜実施要領について

公立高等学校入学者選抜実施要領（概要）

1 募 集

(1) 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者が応募できる。

- ア 中学校又はこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）の卒業生
- イ 平成29年3月中学校卒業見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 募集方法

- ア 募集は、第一次募集、推薦入学、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜及び第二次募集とする。
第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、合格者が募集人員に満たない学校、学科（体育コースは学科として取り扱う。以下同じ。）について実施する。
- イ 山口県立宇部高等学校及び下関西高等学校の探究科に属する人文社会科学科と自然科学科は、一括して募集（以下「くくり募集」という。）を行う。

(3) 通学区域

山口県公立高等学校（以下「高等学校」という。）全日制課程の通学区域は、「山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則」及び「下関市立高等学校管理規則」の定めるところによる。

なお、山口県立周防大島高等学校普通科及び地域創生科については、県外からも募集を行い、県外から入学させることができる人数は、原則として両学科とも入学定員の10%に相当する人数（一人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。）以内とする。

2 第一次募集

(1) 日 程

- ア 志願登録の期間 2月10日（金）から2月15日（水）午前10時まで
- イ 出願の期間 2月20日（月）から2月23日（木）午前10時まで
- ウ 学力検査 3月7日（火）
- エ 選抜結果の発表 3月15日（水）午前10時

(2) 志願登録

第一次募集に出願しようとする志願者は、第一志願の課程・学科について、在学又は卒業中学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して、志願先高等学校の校長（以下「高等学校長」という。）宛てに入学志願の登録をする。

(3) 出 願

志願者は、2以上の学校に出願することはできない。ただし、同一の学校については、他の学科、他の課程又は本・分校を第二志願として出願することができる。

(4) 学力検査

- ア 実施教科
国語、社会、数学、理科及び英語（英語はリスニングテストを含む。）

- イ 配 点
各教科とも50点とする。

- ウ 検査時間割
右の表のとおりである。

学力検査時間割表

時限	教科	検査時間
1	国語	9:00～9:50（50分）
	（休 憩）	
2	数学	10:10～11:00（50分）
	（休 憩）	
3	英語	11:20～12:10（50分）
	（ 昼 食 ）	
4	社会	13:00～13:50（50分）
	（休 憩）	
5	理科	14:10～15:00（50分）

(5) 定時制課程における特例措置

- ア 定時制課程において、平成29年4月1日現在、満18歳以上の志願者で、特例措置を希望する者については、学力検査を行わず、小論文でこれに代えることができる。
- イ 特例措置を希望する志願者は、願書とあわせて、定時制課程特例措置申請書を高等学校長に提出する。

(6) 面接・小論文・実技検査・学校指定教科検査

第一次募集において、面接・小論文・実技検査・学校指定教科検査を実施できる。

(7) 選 抜

選抜は、中学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のための学力検査の成績及び面接、小論文、実技検査、学校指定教科検査の結果等を資料として、各高等学校、学科の教育を受けるに足る能力・適性等を判定し、高等学校長が行う。

3 推薦入学

(1) 実施学校・学科及び募集人員

ア 推薦入学は、全日制課程において実施する。

イ 推薦入学を実施する際の募集人員は、次の表のとおりとし、この範囲内で高等学校長が定める。

実施学科・コース	募集人員
全ての学科・コース (普通科体育コースを除く。)	入学定員の50%に相当する人数以内
普通科体育コース	入学定員の75%に相当する人数以内

(注 いずれも一人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。以下同じ。)

ウ 山口県立周防大島高等学校普通科及び地域創生科について、推薦入学により県外から入学させることができる人数は、原則として両学科とも入学定員の5%に相当する人数以内とする。

(2) 日 程

ア 出願の期間 1月27日(金)から2月1日(水)午前10時まで

イ 面接等の実施日 2月 8日(水) (2月9日(木)にも行うことが可能)

ウ 選抜結果の通知 2月15日(水)午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) 応募資格

ア 平成29年3月中学校卒業見込みの者

イ 当該学校、学科・コースに対する適性及び興味・関心を有し、志願の動機、理由が明白、適切であるとともに、当該学校、学科・コースの教育課程を修了するに足る能力を有すること。

ウ 高等学校長が定める推薦要件を満たしていること。

(4) 出 願

志願者は、願書及び志願理由書を、出願の期間中に、中学校長を経由して、高等学校長に提出する。

(5) 面接・小論文・実技検査

推薦入学において、面接を実施する。また、小論文・実技検査を実施できる。

(6) 選 抜

選抜は、中学校長から送付された推薦書、調査書、志願理由書及び面接、小論文、実技検査の結果等を資料として、高等学校長が行う。

4 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜

(1) 実施学校及び募集人員

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜は、山口県立周防大島高等学校〔普通科・地域創生科〕（以下「連携高等学校」という。）において実施する。

募集人員は、入学定員内とし、特に定めない。

(2) 日 程

ア 出願の期間 1月27日（金）から2月1日（水）午前10時まで

イ 面接等の実施日 2月 8日（水）（2月9日（木）にも行うことが可能）

ウ 選抜結果の通知 2月15日（水）午前10時以降に中学校長及び本人に通知

(3) 応募資格

周防大島町立久賀中学校、大島中学校、東和中学校及び安下庄中学校のいずれかの中学校を平成29年3月卒業見込みの者で、中高一貫教育における活動の記録を提出できるもの

(4) 出 願

志願者は、願書及び活動の記録を、出願の期間中に、(3)の応募資格に掲げる中学校の校長（以下「連携中学校長」という。）を経由して、連携高等学校の校長（以下「連携高等学校長」という。）に提出する。

(5) 面接・小論文

連携型入学者選抜において、面接及び小論文を実施する。

(6) 選 抜

選抜は、連携中学校長から送付された活動の記録及び面接、小論文の結果等を資料として、連携高等学校長が行う。

5 第二次募集

(1) 実施学校・学科及び募集人員

第二次募集を実施する学校、学科及び第二次募集に係る募集人員等は、3月15日（水）に県教育委員会が発表する。

(2) 日 程

ア 出願の期間

全日制課程 3月16日（木）～3月21日（火）午後2時まで

定時制課程 3月16日（木）～3月24日（金）正午まで

イ 面接等の実施日

全日制課程 3月22日（水）

定時制課程 3月27日（月）

ウ 選抜結果の発表

全日制課程 3月23日（木）正午

定時制課程 3月28日（火）正午

(3) 応募資格

平成29年度山口県公立高等学校入学者選抜のための学力検査を受検した者で、公立高等学校の入学確定者以外のものが応募できる。

なお、定時制課程については、学力検査を受検しなかった者も応募できる。

(4) 出 願

出願は、第一次募集に準じて行う。

(5) 面接・小論文・実技検査等

第二次募集において、面接を実施する。また、小論文・実技検査を実施できる。

(6) 選 抜

選抜は、第一次募集に準じて行う。

県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要領（概要）

1 募 集

(1) 応募資格

障害の程度が、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度の者で、次の各号のいずれかに該当するものが応募できる。

ア 特別支援学校中学部の卒業生及び平成29年3月卒業見込みの者

イ 中学校の卒業生及び平成29年3月卒業見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

(2) 入学定員

入学定員は、山口県教育委員会が別に定める。

2 出 願

(1) 願書の受付

1月30日（月）から2月10日（金）午前10時までとする。

(2) 志願者は、出身学校長を経て入学願書及び調査書（いずれも各学校所定のもの）を受付期間中に、志願先学校の校長に提出する。

3 検 査

検査は、**3月3日（金）**に各学校において実施する。

4 選 抜

選抜は、出身学校長から送付された調査書その他必要な書類、選抜のため各学校が実施する諸検査の結果等を資料として、校長が行う。

5 選抜結果の処理等

(1) 校長は、3月13日（月）午前10時に各学校で合格者を発表するとともに、出身学校長及び本人に通知する。

(2) 第二次募集は、第一次募集の選抜の結果、定員に満たない学校について、次により実施する。

ア 出願の期間

3月13日（月）午後3時から3月16日（木）午後3時までとする。

イ 第一次募集で出願した学校に出願することはできない。

ウ 第二次募集を実施する学校及び募集人員については、3月13日（月）正午以降、県教育委員会（TEL 083-933-4615）に問い合わせること。

エ 二次検査

3月17日（金）に各学校において実施する。

オ 二次発表

3月22日（水）午前10時に各学校で合格者を発表するとともに、出身学校長及び本人に通知する。

報告事項 4

平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題の現状について(概要)

1 要 旨

文部科学省が全国における標記調査の結果を取りまとめたところであり、当該結果における山口県の状況について公表する。

2 調査対象

山口県の公立の小・中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校

【山口県公立学校数】

小学校300校、中学校153校（中等教育学校前期課程1校を含む）、
高等学校52校（中等教育学校後期課程1校を含む）、特別支援学校12校

3 山口県公立学校における生徒指導上の諸問題の現状

(1) 暴力行為

○ 発生件数 571件（前年度546件） ※ 25件増加
（公立小・中・高・中等） [発生率 4.4件(前年度4.1件) ※ 0.3ポイント増加]

(2) いじめ

○ 認知件数 2,480件（前年度2,170件） ※ 310件増加
（公立小・中・高・中等・特） [認知率 18.6件（前年度16.1件） ※ 2.5ポイント増加]

(3) 不登校

○ 小・中学校の不登校児童生徒数 1,160人（前年度1,082人） ※ 78人増加
（公立小・中・中等前期課程） [出現率 11.0人(前年度10.1人) ※ 0.9ポイント増加]

○ 高等学校の不登校生徒数 97人（前年度111人） ※ 14人減少
（公立高校・中等後期課程） [出現率 3.9人(前年度4.4人) ※ 0.5ポイント減少]

(4) 中途退学

○ 高等学校の中途退学者数 123人（前年度152人） ※ 29人減少
（公立高校・中等後期課程） [中退率 0.47%(前年度0.58%) ※ 0.11ポイント減少]

※ 暴力行為発生率、いじめ認知率、不登校出現率については、児童生徒1,000人当たりの数。

平成27年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題の現状について（公立学校）

(1) 暴力行為（小・中・高等学校及び中等教育学校）

資料1参照

○ 本県の状況

() 内は前年度との比較

区分	山口県		全国		
	発生件数	発生率(件)	発生件数	発生率(件)	
小	公立	128 (+41)	1.8	16,861 (+5,578)	2.6
	国公私小計	128	1.8	17,137 (+5,665)	2.6
中	公立	405 (-11)	11.3	31,882 (-2,822)	10.0
	国公私小計	412	10.9	33,121 (-2,562)	9.5
高	公立	38 (-5)	1.5	4,592 (-348)	2.0
	国公私小計	61	1.6	6,705 (-386)	1.9
計	公立	571 (+25)	4.4	53,335 (+2,408)	4.5
	国公私合計	601 (±0)	4.1	56,963 (+2,717)	4.2

※ 発生率は、児童生徒1,000人当たりの発生件数

(ア) 公立学校における暴力行為の発生件数は、571件（小学校128件、中学校405件、高等学校38件）で、前年度より25件増加した。暴力行為発生率は全国数値を下回った。

(イ) 暴力行為が発生した公立学校は、全学校の32.5%（小学校20.6%、中学校52.9%、高校38.4%）であり、前年度と比べ1.8ポイント増加している。

(ウ) 10件以上発生した学校は、中学校11校（全中学校の7.1%）であり、この11校（165件）で中学校の全暴力行為の40.7%を占める。〔小・高等学校は0校〕

(エ) 形態別は、「生徒間暴力」が360件（小学校86件、中学校248件、高等学校26件）で最も多く、「対教師暴力」112件、「器物損壊」74件、「対人暴力」25件と続く。

(オ) 学年別加害児童生徒数をみると、中学2年生が最も多く168人（30.8%）、次に中学1年生が108人（19.8%）、中学3年生が104人（19.0%）と続き、中学生が全体の69.6%を占めている。〔小学生125人（22.9%）、高等学校41人（7.5%）〕

(2) いじめ（小・中・高・中等教育学校及び特別支援学校）

資料2参照

○ 本県の状況

() 内は前年度との比較

区分	山口県		全国		
	認知件数	認知率(件)	認知件数	認知率(件)	
小	公立	1,559 (+185)	22.5	149,516 (+27,868)	23.3
	国公私小計	1,560 (+186)	22.3	151,190 (+28,456)	23.1
中	公立	821 (+110)	22.9	56,952 (+5,752)	17.8
	国公私小計	839 (+113)	22.2	59,422 (+6,451)	17.1
高	公立	93 (+19)	3.6	9,714 (+533)	4.1
	国公私小計	124 (+29)	3.3	12,654 (+1,250)	3.6
特	公立	7 (▲4)	4.1	1,244 (+288)	9.4
	国公私小計	7 (▲4)	4.0	1,274 (+311)	9.4
計	公立	2,480 (+310)	18.6	217,426 (+34,441)	18.0
	国公私合計	2,530 (+324)	17.2	224,540 (+36,468)	16.4

※ 認知率は、児童生徒1,000人当たりの認知件数

- (ア) 公立学校におけるいじめの認知件数は、2,480件（小学校1,559件、中学校821件、高等学校93件、特別支援学校7件）であり、前年度より310件増加した。
- (イ) 認知したいじめのうち、年度内に解消したものは88.1%（全国数値88.8%）である。一定の解消を含めると99.0%（全国数値98.0%）が好転している。
- (ウ) 学年別いじめ認知件数（特別支援学校を含む）は、小学生では3年生から6年生までほぼ同様の認知件数であり、小学生の占める割合は全体の62.9%である。中学生では、1年生が最も多く421件（17.0%）、次に2年生が285件（11.5%）、3年生が118件（4.8%）であり、中学生の占める割合は全体の33.1%である。高校生の占める割合は全体の3.9%である。
- (エ) いじめの態様（複数回答）については、全ての校種で「冷やかしからい、悪口、脅し文句」が最も多く、小学校939件（60.2%）、中学校528件（64.3%）、高等学校51件（54.8%）である。次に小学校では「軽くぶつかる、叩く、ける」が315件（20.2%）、中学校では「仲間はずれ、集団による無視」が126件（15.3%）、高等学校では「パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる。」が20件（21.5%）と続く。

(3) 不登校

資料3参照

○ 本県の状況

() 内は前年度との比較

区分	山口県		全国		
	不登校児童生徒数	出現率(人)	不登校児童生徒数	出現率(人)	
小	公立	259 (+21)	3.7	27,329 (+1,684)	4.3
	国公私小計	259 (+21)	3.7	27,581 (+1,717)	4.2
中	公立	901 (+57)	25.1	94,560 (+1,418)	29.5
	国公私小計	925 (+61)	24.5	98,428 (+1,395)	28.3
計	公立	1,160 (+78)	11.0	121,889 (+3,102)	12.7
	国公私合計	1,184 (+82)	11.0	126,009 (+3,112)	12.6

※ 出現率は、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数

- (ア) 公立小・中学校において年30日以上欠席した不登校児童生徒数は、1,160人で、前年度より78人増加した。児童生徒1,000人当たりの出現率は11.0人と全国的にも低い水準である。
- (イ) 校種別では、小学校259人で前年度より21人増加、中学校901人で57人増加した。出現率は、小学校3.7人、中学校25.1人であり、全国平均（小学校4.3人、中学校29.5人）を下回っている。
- (ウ) 学年別不登校児童生徒数をみると、小学校6年生の82人から中学1年生が223人、中学2年生が319人と段階的に大幅な増加が見られ、中学校の不登校児童生徒数の割合は全体の77.7%を占める。
- (エ) 不登校児童生徒の在籍する学校の割合は、小学校35.2%、中学校77.4%である。
- (オ) 指導の結果、年度内に登校できるようになった児童生徒は、小学校25.9%、中学校25.2%である。（小・中合わせて25.3%の児童生徒が復帰）
- (カ) 小学校の不登校の要因を「本人に係る要因」で見ると、「『不安』の傾向がある（34.7%）」、「『無気力』の傾向がある（29.7%）」で全体の64.5%を占める。「『不安』の傾向がある」不登校児童のうち、この理由として「家庭に係る状況（56.7%）」、「いじめを除く友人関係をめぐる問題（36.7%）」が多い。また、「『無気力』の傾向がある」不登校児童のうち、この理由として「家庭に係る状況（66.2%）」が多い。
- (キ) 中学校の不登校の要因を「本人に係る要因」で見ると、「『無気力』の傾向がある（32.6%）」、「『不安』の傾向がある（24.0%）」で全体の56.6%を占める。「『無

『無気力』の傾向がある」不登校生徒のうち、この理由として「家庭に係る状況(48.3%)」、「学業の不振(34.7%)」が多い。また、「『不安』の傾向がある」不登校生徒のうち、この理由として「いじめを除く友人関係をめぐる問題(38.0%)」が多い。

○ 本県の高等学校及び中等教育学校後期課程の状況

()内は前年度との比較

区分	山口県		全国	
	不登校生徒数	出現率(人)	不登校生徒数	出現率(人)
公立	97 (▲14)	3.9	37,822 (▲3,733)	16.6
国公私合計	225 (▲73)	6.4	49,591 (▲3,565)	14.9

※ 出現率は、生徒1,000人当たりの不登校生徒数

(ア) 公立高等学校における不登校生徒数は97人であり、前年度より14人減少した。

(イ) 生徒1,000人当たりの出現率は3.9人であり、全国的にも低い水準である。

(ウ) 不登校の要因を「本人に係る要因」で見ると、「『無気力』の傾向がある(31.9%)」、「『その他』(28.9%)」で全体の60.8%を占める。「『無気力』の傾向がある」不登校生徒のうち、この理由として「入学、転編入学、進級時の不適応(51.6%)」、「学業の不振(16.1%)」、「家庭に係る状況(16.1%)」が多い。また、「その他」の不登校生徒のうち、この理由として「家庭に係る状況(46.4%)」が多い。

(4) 中途退学(高等学校及び中等教育学校後期課程)

資料4参照

○ 本県の状況

()内は前年度との比較

区分	山口県		全国	
	中途退学者数	中途退学率(%)	中途退学者数	中途退学率(%)
公立	123 (▲29)	0.47	31,091 (▲2,891)	1.33
国公私合計	402 (▲8)	1.06	49,001 (▲4,390)	1.40

(ア) 公立高等学校の中途退学者数は123人であり、前年度より29人減少した。

(イ) 中途退学率は0.47%であり、全国的にも低い水準である。

(ウ) 中途退学の理由としては、「進路変更」が35.0%で最も多く、次に「学校生活・学業不適応」が29.3%、「その他の理由」が16.3%となっている。

(5) 生徒指導上の諸問題の解決に向けた主な取組

ア 心の教育の基盤となる開発的生徒指導の推進

- ・ 児童生徒の夢や希望を育むキャリア教育・進路指導の充実
- ・ 児童生徒の心の成長を支援する「心をひらき、心をみがき、心をつたえあう」教育の一層の推進
- ・ A F P Y等の体験活動を活用したコミュニケーション能力の向上等による望ましい人間関係づくりの推進
- ・ 生徒指導の充実による生活規律や学習規律等の徹底
- ・ 高等学校における、生徒の多様なニーズに対応した特色ある学校づくりの推進
- ・ 中学生を対象とした高等学校の体験入学等実施による学校理解の推進

イ 問題行動や不登校等の未然防止に向けた組織的な取組の充実

- ・ 小中高の異校種間連携による、児童生徒理解に基づいた早期の支援及び継続性のある生徒指導・教育相談の推進

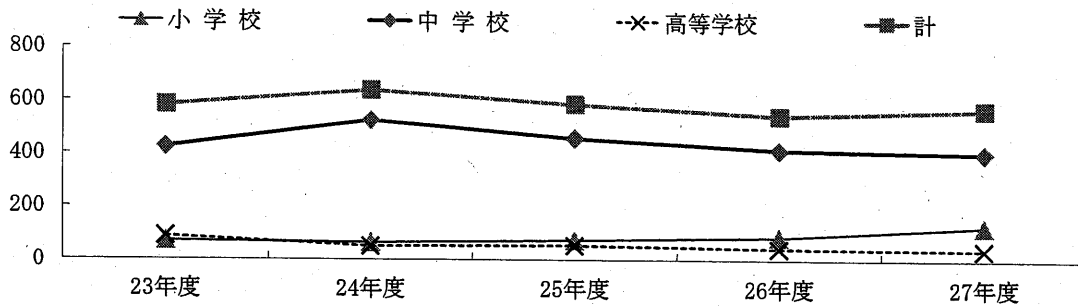
- ・ 児童生徒の適切なインターネット利用対策へ向けた、情報モラル教育の充実及び保護者等への啓発の促進
 - ・ 学校適応感調査「Fit」（小・中・高校生版）の積極的活用による児童生徒理解及び支援の促進
 - ・ 「心をつなぐ1・2・3運動」等による、欠席者に関する早期の情報共有・組織的支援の一層の充実
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等による専門家を活用した生徒指導・教育相談体制の一層の充実・強化
 - ・ 市町教委と連携した、加配教員の配置による学校への支援
 - ・ 高等学校中途退学に至った場合の指導資料「新しい進路に向けて」を活用した学び直しや就労へ向けた支援
- ウ 学校・家庭・地域が連携した体制づくり
- ・ 学校と保護者の緊密な連携による、組織的で適切・丁寧な指導・支援
 - ・ 外部専門家や地域人材の参画を得た「学校いじめ対策委員会」を中核とする、学校組織体制の充実
 - ・ コミュニティ・スクールや地域協育ネットの仕組みを活用し、学校・家庭・地域が一体となった、子どもたちの学びと育ちを見守り支援する体制づくりの推進
 - ・ 警察、児童相談所等の関係機関や少年安全サポーター等専門家との緊密な連携による、課題を抱える児童生徒への立ち直り支援

暴力行為の状況 (H27山口県)

(文部科学省：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から)

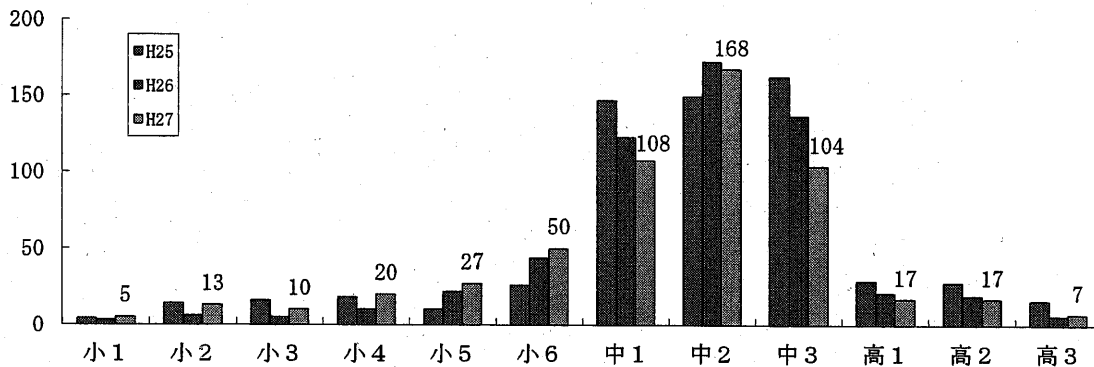
暴力行為の定義「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」

＜発生件数の推移＞

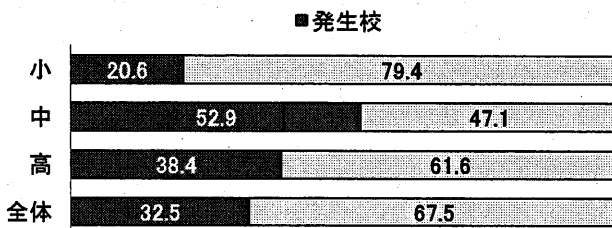


区 分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小学校	71	65	75	87	128
中学校	425	525	459	416	405
高等学校	88	50	54	43	38
計	584	640	588	546	571

＜学年別加害児童生徒数＞



＜発生校の比率＞



＜暴力行為の内訳 (件数)＞

	対教師	生徒間	対人	器物	計	発生率 (件)
小	24(-5)	86(+46)	5(+3)	13(-3)	128(+41)	1.8
中	86(-8)	248(-2)	16(+7)	55(-8)	405(-11)	11.3
高	2(-6)	26(-4)	4(+3)	6(+2)	38(-5)	1.5
計	112(-19)	360(+40)	25(+13)	74(-9)	571(+25)	4.4

＜全国との比較＞

() 内は前年度との比較

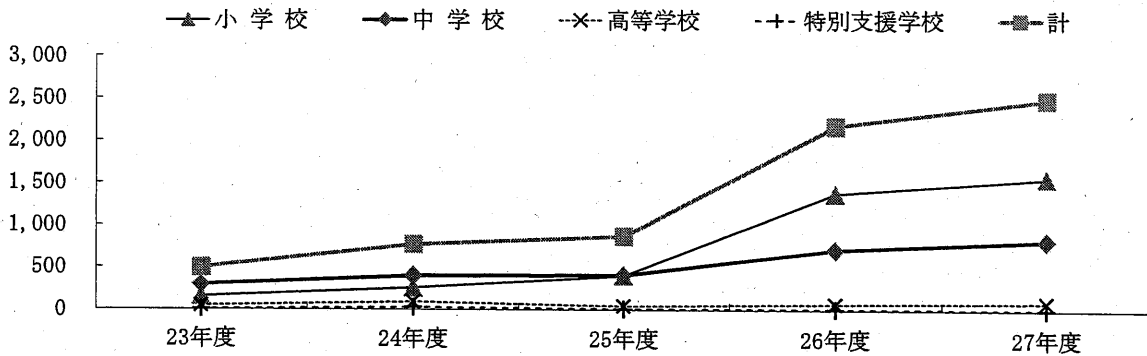
区 分	山 口 県		全 国	
	発生件数	発生率(件)	発生件数	発生率(件)
公 立	571 (+25)	4.4(+0.3)	53,335(+2,408)	4.5(+0.3)

いじめの状況 (H27山口県)

(文部科学省：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から)

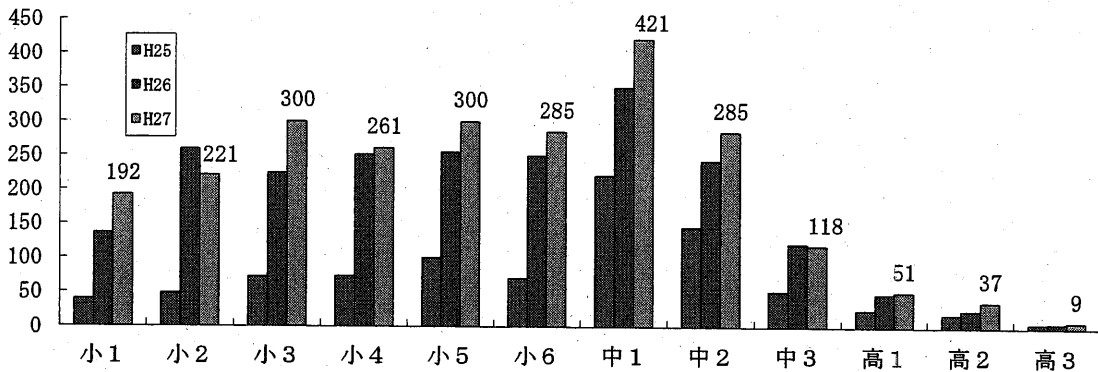
いじめの定義「児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

<認知件数>

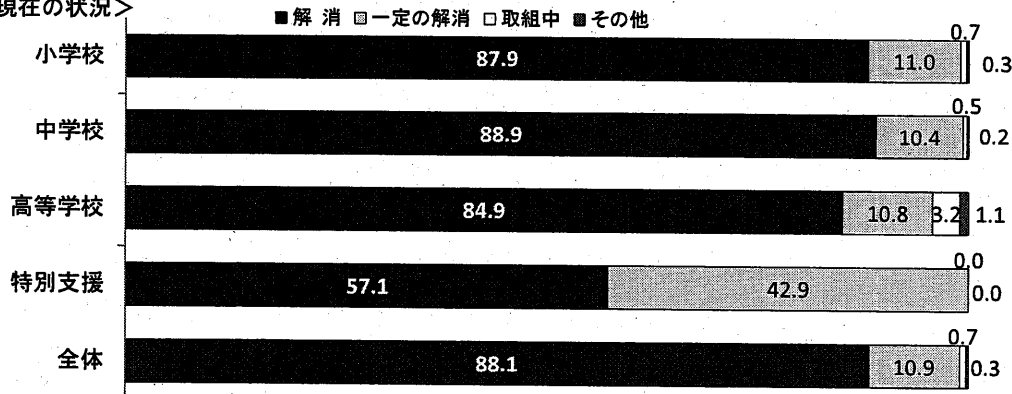


区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小学校	155	255	403	1,374	1,559
中学校	294	399	412	711	821
高等学校	45	90	45	74	93
特別支援学校	4	27	11	11	7
計	498	771	871	2,170	2,480

<学年別いじめ認知件数> ※ 特別支援含む



<いじめの現在の状況>



<全国との比較>

() 内は前年度との比較

区分	山口県		全国	
	認知件数	認知率(件)	認知件数	認知率(件)
公立	2,480(+310)	18.6(+2.5)	217,426(+34,441)	18.0(+3.0)

(文部科学省；「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から)

(注) いじめについては、公立小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における認知件数をまとめている。

【いじめの定義】

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

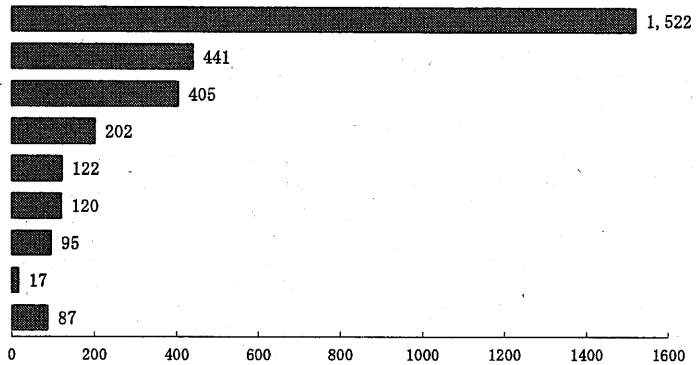
「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

<いじめの態様（複数選択）>

冷やかashi、からかい、悪口、脅し文句	1,522 (+143)
軽くぶつかる、叩く、ける	441 (+64)
仲間はずれ、集団による無視	405 (+96)
嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことの強要	202 (-6)
金品を隠す、壊す、捨てる等	122 (-18)
ひどくぶつかる、叩く、ける	120 (+32)
パソコンや携帯電話等での誹謗中傷	95 (+11)
金品のたかり	17 (-14)
その他	87 (+35)
計	3,011 (+343)

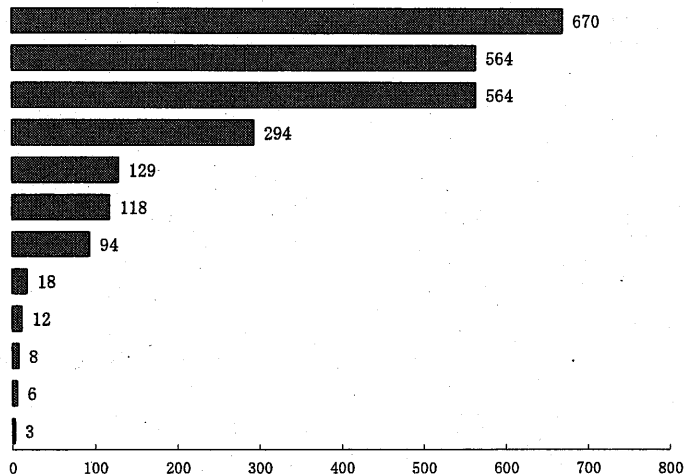
() 内は前年度比



<いじめ発見のきっかけ>

本人の保護者からの訴え	670 (+172)
アンケート調査などにより発見	564 (+18)
本人からの訴え	564 (+76)
学級担任が発見	294 (+37)
担任以外の教職員が発見	129 (-4)
本人以外の児童生徒からの訴え	118 (-21)
本人保護者以外の保護者からの訴え	94 (+3)
養護教諭が発見	18 (+3)
学校以外の関係機関からの情報	12 (+5)
地域住民からの情報	8 (+2)
S C等の相談員が発見	6 (+0)
その他	3 (+0)
計	2,480 (+290)

() 内は前年度比

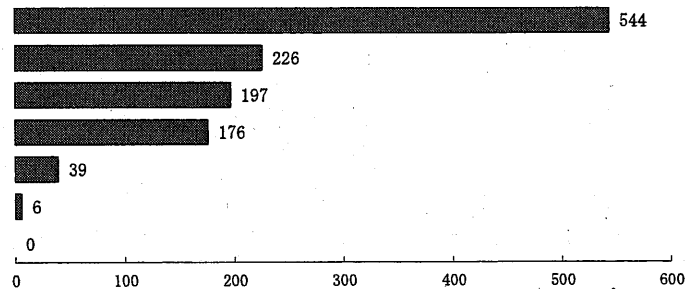


<いじめられた児童生徒への特別な対応（複数選択）>

※H27調査より項目変更

学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施	544
別室の提供や常時教員が付くなど、心身の安全確保	226
スクールカウンセラー等の相談員が継続的に相談	197
当該いじめについて、教育委員会と連携して対応	176
児相等関係機関と連携して対応	39
緊急避難として欠席させた	6
学級替えをした	0
計	1,188

() 内は前年度比



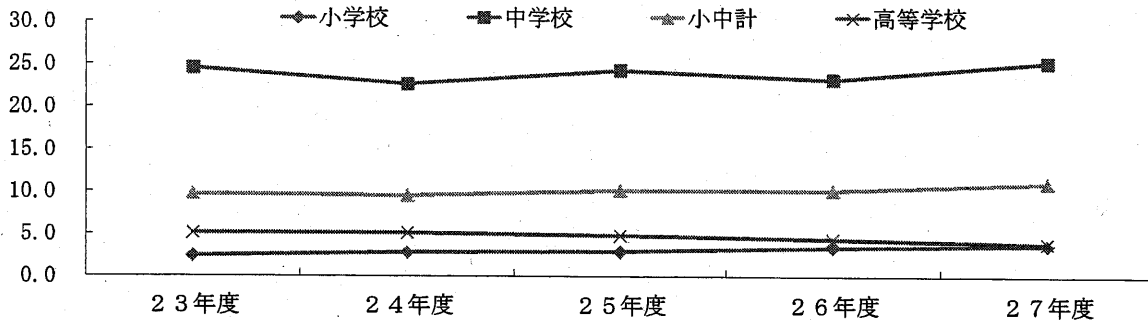
不登校の状況 (H27山口県)

(文部科学省：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から)

速報値

不登校の定義「年度間に30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、或いは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない或いはしたくともできない状況にあるもの（病気や経済的な理由によるものを除く）」

＜不登校児童生徒割合の推移（1,000人当たりの不登校児童生徒数）＞



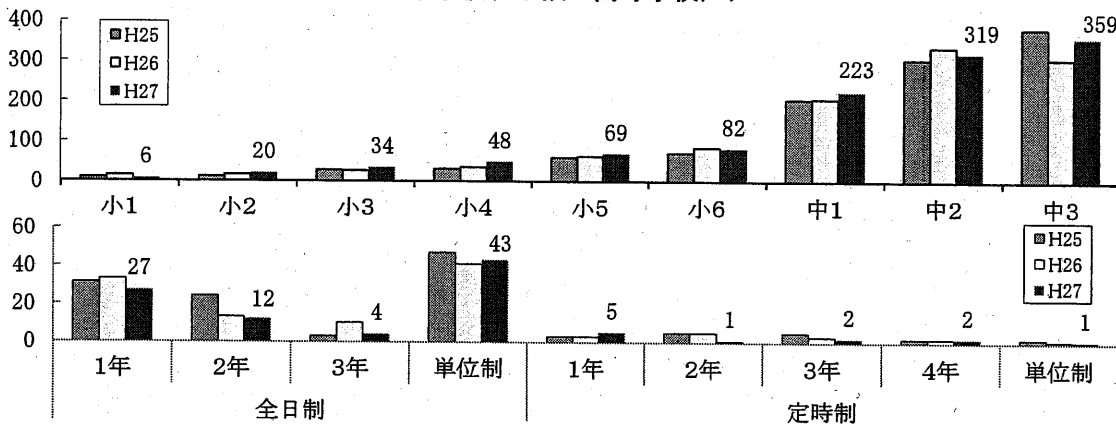
不登校児童生徒数

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小学校	178	203	209	238	259
中学校	912	842	889	844	901
小中計	1,090	1,045	1,098	1,082	1,160
高等学校	136	132	122	111	97

不登校児童生徒割合（1,000人当たり）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小学校	2.4	2.8	2.9	3.4	3.7
中学校	24.5	22.6	24.2	23.1	25.1
小中計	9.7	9.5	10.1	10.1	11.0
高等学校	5.1	5.1	4.8	4.4	3.9

＜学年別等不登校児童生徒数（上段：小中学校、下段：高等学校）＞



＜不登校児童生徒の指導結果状況＞

区 分	小学校	中学校	計 (小中)	高等学校				計 (高)
				全日制	(うち単位制)	定時制	(うち単位制)	
指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒	67	227	294	25	15	6	0	31
指導中の児童生徒	192	674	866	61	28	5	1	66
うち登校には至らないものの好ましい変化がみられるようになった児童生徒	49	236	285	7	5	2	0	9
計	259	901	1,160	86	43	11	1	97
年度内復帰率	25.9%	25.2%	25.3%	29.1%	34.9%	54.5%	0.0%	32.0%
※下段：全国(H27)平均	29.7%	28.4%	28.7%	39.6%	33.2%	35.6%	32.6%	38.0%

＜全国との比較＞

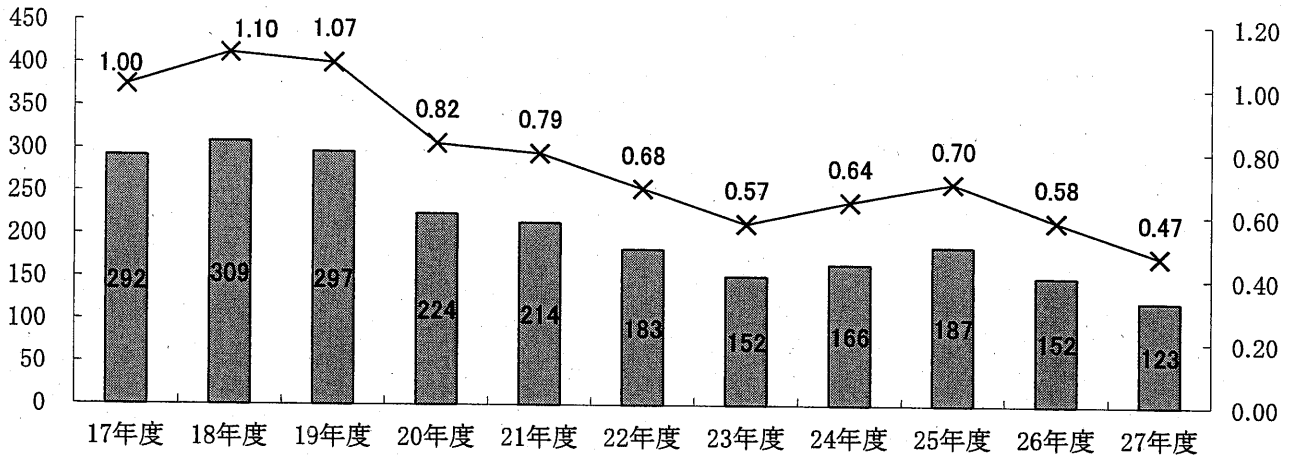
()内は前年度との比較

区 分	山 口 県		全 国	
	不登校児童生徒数	出現率(人)	不登校児童生徒数	出現率(人)
公立小	259(+21)	3.7(+0.3)	27,329(+1,684)	4.3(+0.3)
公立中	901(+57)	25.1(+2.0)	94,560(+1,418)	29.5(+0.7)
公立小・中	1,160(+78)	11.0(+0.9)	121,889(+3,102)	12.7(+0.5)
公立高	97(▲14)	3.9(▲0.5)	37,822(▲3,733)	16.6(▲1.5)

中途退学の状況 (H27山口県)

(文部科学省：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」から)

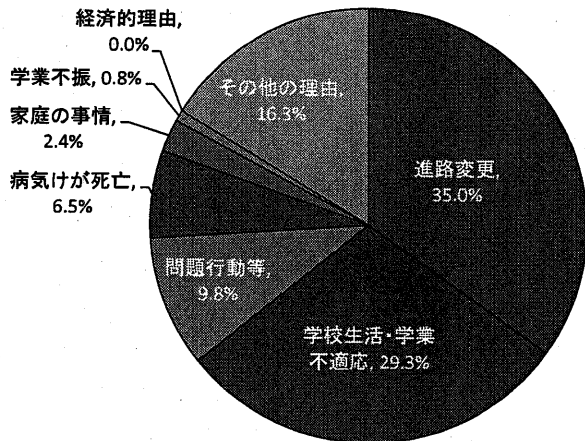
＜中途退学者数及び中途退学率の推移＞



区分	項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
公立	中途退学者数 (人)	292	309	297	224	214	183	152	166	187	152	123
	中途退学率 (%)	1.00	1.10	1.07	0.82	0.79	0.68	0.57	0.64	0.70	0.58	0.47

＜理由別中途退学者数＞ () 内は前年度比

理由	人数	率
進路変更	43 (▲6)	35.0%
学校生活・学業不適応	36 (▲5)	29.3%
問題行動等	12 (▲5)	9.8%
病気が死亡	8 (▲1)	6.5%
家庭の事情	3 (▲11)	2.4%
学業不振	1 (▲8)	0.8%
経済的理由	0 (▲4)	0.0%
その他の理由	20 (+1)	16.3%
計	123 (▲29)	-



＜全国との比較＞

() 内は前年度との比較

区分	山口県		全国	
	中途退学者数	中途退学率 (%)	中途退学者数	中途退学率 (%)
公立	123 (▲29)	0.47 (▲0.11)	31,091 (▲2,891)	1.33 (▲0.11)

意見交換

番号	件名	主管課
1	文化財の保護と活用について ※別冊資料	社会教育・文化財課

